

令和 4 年度 水産の動向

令和 5 年度 水 産 施 策

概 要

水産とSDGsの関わりを示すため、特に関連の深い目標のアイコンを付けています。
(関連する目標全てを付けている訳ではありません。)

本資料に記載した地図は必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。

目次

令和4年度 水産の動向

特集 我が国の水産業における食料安全保障

第1節 ロシア・ウクライナ情勢下での我が国の水産業

- (1) 水産物の輸入における影響と対応 1
- (2) 燃油等の漁業用生産資材における影響と対応 3
- (3) 北西太平洋での我が国漁業におけるロシアとの関係 4

第2節 水産物の食料安全保障に向けた新たな動き

- (1) 食料安全保障に関する現行の取組 5
- (2) 食料安全保障に係る状況の把握 6
- (3) 水産物の食料安全保障の強化に向けた今後の取組 6

第1章 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き

- (1) 水産物需給の動向 7
- (2) 水産物消費の状況 7
- (3) 消費者への情報提供や知的財産保護のための取組 9
- (4) 水産物貿易の動向 10

第2章 我が国の水産業をめぐる動き

- (1) 漁業・養殖業の国内生産の動向 11
- (2) 漁業・養殖業の経営の動向 11
- (3) 水産業の就業者をめぐる動向 12
- (4) 漁業労働環境をめぐる動向 13
- (5) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用 13
- (6) 漁業協同組合の動向 14
- (7) 水産物の流通・加工の動向 14

第3章 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

- (1) 我が国周辺の水産資源 16
- (2) 我が国の資源管理 17
- (3) 実効性ある資源管理のための取組 19
- (4) 資源を積極的に増やすための取組 21
- (5) 漁場環境をめぐる動き 21
- (6) 野生生物による漁業被害と対策 22

第4章 水産業をめぐる国際情勢

- (1) 世界の漁業・養殖業生産 23
- (2) 世界の水産物消費 24
- (3) 世界の水産物貿易と国際情勢 24
- (4) 国際的な資源管理 25
- (5) 捕鯨業をめぐる動き 26

第5章 安全で活力ある漁村づくり

- (1) 漁村の現状と役割 27
- (2) 安心して暮らせる安全な漁村づくり 27
- (3) 漁村の活性化 28

第6章 東日本大震災からの復興

- (1) 水産業における復旧・復興の状況 29
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応 30

(参考) 水産施策の主なKPI

令和5年度 水産施策

特集 我が国の水産業における食料安全保障

第1節 ロシア・ウクライナ情勢下での我が国の水産業

(1) 水産物の輸入における影響と対応

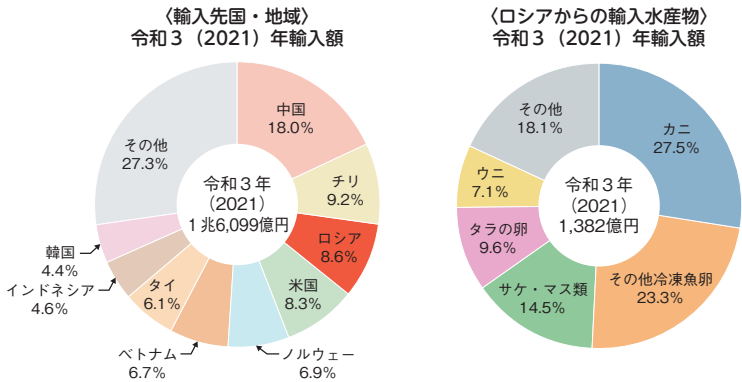


ア ロシアからの水産物輸入の現状

- 我が国の令和3（2021）年の水産物の輸入量は220万tであり、魚介類の国内消費仕向量の多くは輸入。
- 我が国の水産物輸入先国として、ロシアは輸入額で第3位。品目別では、タラの卵、イクラ等、ウニ、カニ等の輸入割合が大きい。

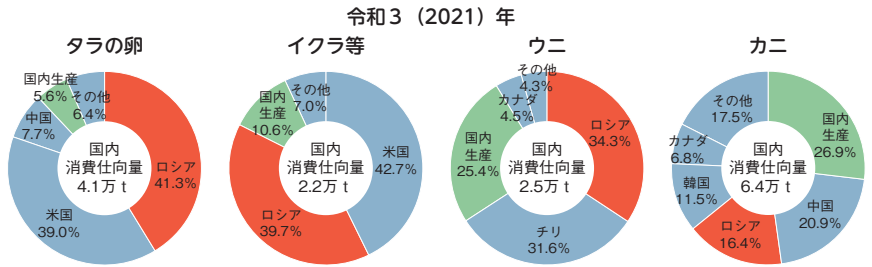
我が国の水産物の輸入先国・地域とロシアからの主な輸入水産物

国内で消費される水産物のうちロシアからの輸入割合が大きい水産物



資料：財務省「貿易統計」（令和3（2021）年）に基づき水産庁で作成
注：1）カニ調製品及びイクラ調製品についてはその他に含まれる（カニまたはその他冷凍魚卵には含まれない。）。
2）表示単位未満の端数を四捨五入しているため、内訳の合計値は必ずしも100%とはならない。

国内で消費される水産物のうちロシアからの輸入割合が大きい水産物



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」、財務省「貿易統計」（令和3（2021）年）及び株式会社水産通信社「水産物パワーデータブック2022年版」（タラの卵（スケコ）及びイクラ等の国内生産量）に基づき水産庁で作成
注：1）国内消費仕向量は、国内生産量及び輸入量から輸出量を差し引いて算出した。なお、在庫増減は考慮していない。
2）図中の国内生産は、国内生産量から輸出量を差し引いた数値である。
3）輸入量及び輸出量は、調整品を含めて原魚換算して算出した。
4）ウニの国内生産については、養殖は含まない。また、サケ・マス類の国内生産については、陸上養殖及びニジマス等の海面養殖は含まない。
5）表示単位未満の端数を四捨五入しているため、内訳の合計値は必ずしも100%とはならない。

イ 輸入水産物に係るロシアへの制裁

- 我が国は、ウクライナ侵略を行うロシアに対する制裁措置として、ロシアからの輸入水産物に適用していた優遇税率を撤回。

ロシアからの主な輸入水産物の関税率の引上げ

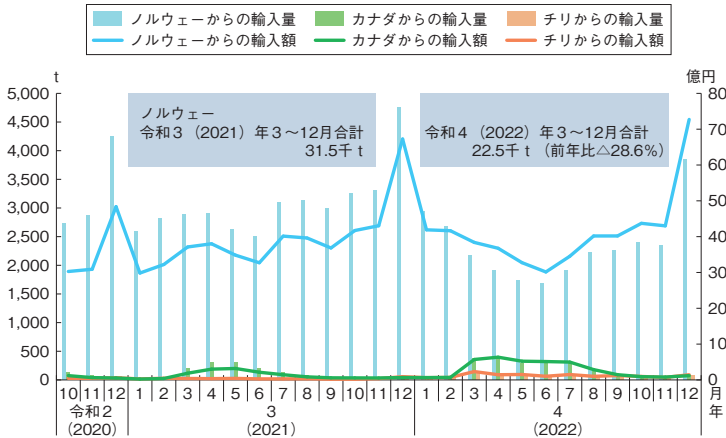
	WTO協定関税率 (優遇税率)	改正後の関税率		WTO協定関税率 (優遇税率)	改正後の関税率
カニ	4 %	6 %	タラ	6 %	10 %
サケ・マス類	3.5 %	5 %	ニシン	6 %	10 %
その他冷凍魚卵 (イクラ等)	3.5 %	5 %	ニシンの卵	8.4 %	12 %

〈G7各国等の主な制裁〉
(米国) ロシア産水産物の輸入禁止
(英国) ロシア産白身魚等の輸入に追加関税
(EU) ロシア産甲殻類等の輸入禁止
(カナダ) カニ調整品等を除くロシア産水産物の輸入禁止

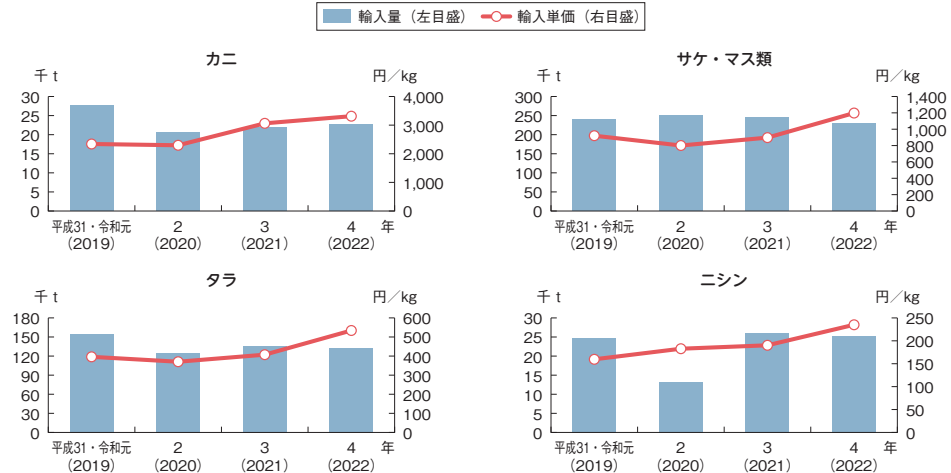
ウ その他の国・地域からの輸入水産物への影響

- ノルウェー産の生鮮サーモンの輸入が大きく減少。
- 新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復に加え、ロシア・ウクライナ情勢によるサプライチェーンの混乱や急速な円安により様々な輸入水産物の価格が一層上昇。

ノルウェーからのサケ・マス類（生鮮・冷蔵）の輸入量・輸入額の推移



価格が上昇している主な水産物の輸入単価・輸入量の推移



エ 輸入水産物の価格上昇に係る対応

- 輸入価格上昇等により加工原材料の確保が困難となっていることから、水産加工業者における原材料調達先の多様化等の取組を支援。

事例 水産加工原材料の国産転換

株式会社王子サーモンは、ロシア・ウクライナ情勢の影響等により輸入サケ・マス類の原材料の調達コストが増大するとともに、航空物流の停滞等により原材料の調達量が減少し、在庫不足による商品の安定供給への懸念や、今後の輸入原材料の調達リスクが大きいことから、海外産から国産に原材料の転換を行った。

海外産のサケ・マス類は冷凍のドレスやフィレの状態輸入されるものの、国産は鮮魚の状態で買い付けることから、新たに生鮮原材料を加工するためのチルドスライサー及びガス置換真空包装機を導入し、スモーク、スライス、包装まで一貫してチルド処理出来る体制を構築するとともに、生鮮原材料の高鮮度加工による新商品開発を進め、販路の拡大を図った。

このような生産の継続により、取引先の維持に加え、地域の雇用の継続の確保につながった。

チルドスライサーでスライスした商品

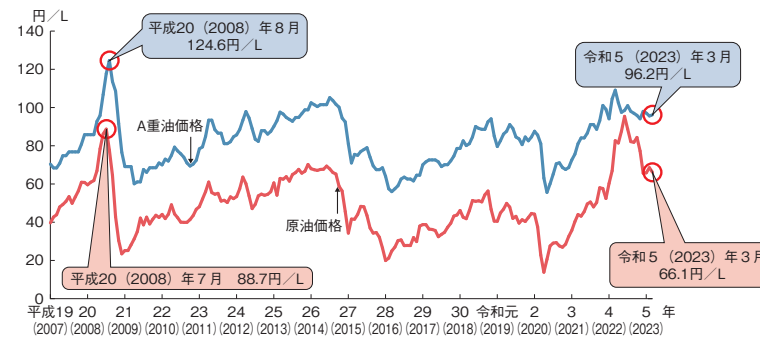
ガス置換真空包装機でパッキングした商品

(2) 燃油等の漁業用生産資材における影響と対応

ア 燃油

- 新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復による燃油価格の急騰に加え、ロシア・ウクライナ情勢等による影響や急速な円安により、燃油価格は高い水準で、かつ、不安定な動き。
- 漁業経営セーフティーネット構築事業の積立金の積み増し及び漁業者の省エネ機器の導入支援による燃油価格高騰対策を実施。

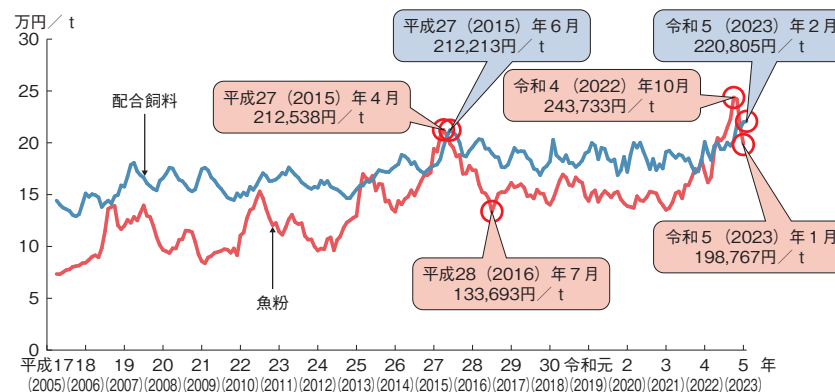
燃油価格の推移



イ 養殖用配合飼料

- 新興国における魚粉需要の拡大を背景に魚粉の輸入価格は上昇傾向で推移する中、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復、ロシア・ウクライナ情勢や急速な円安により、養殖用配合飼料の価格は上昇傾向。
- 低魚粉養殖用配合飼料の開発、漁業経営セーフティーネット構築事業等による配合飼料価格高騰対策を実施。

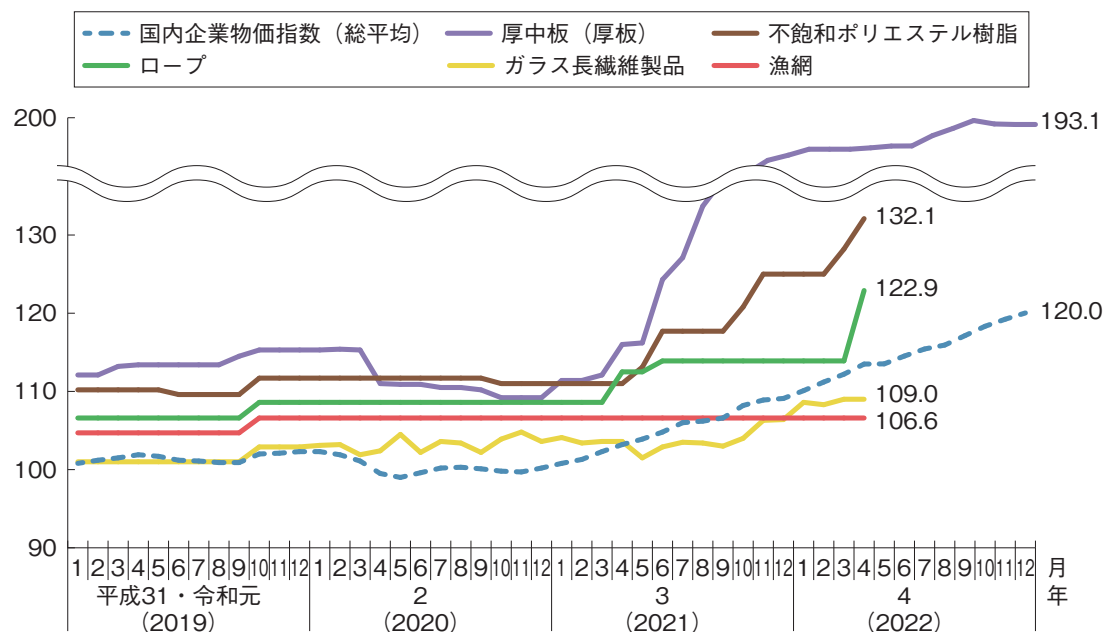
配合飼料及び輸入魚粉価格の推移



ウ その他の漁業用生産資材

- 新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復に加え、ロシア・ウクライナ情勢や急速な円安による影響により、漁業用生産資材の価格も高騰。品目別には、漁業用ロープ、厚中板（鋼船の建材）、不飽和ポリエステル樹脂（FRP船の建材の一つ）の価格が上昇。
- 漁業構造改革総合対策事業、リース方式による漁船・漁具等の導入等においては、資材価格の高騰を踏まえて支援。

漁業用生産資材価格指数の推移（平成27（2015）年＝100）



資料：日本銀行「物価関連統計」に基づき水産庁で作成
 注：1）平成27（2015）年の価格を100としたときの各月の指数。
 2）漁網、ロープ、不飽和ポリエステル樹脂及びガラス長繊維製品については、令和4（2022）年5月より統計が廃止となった。

（3）北西太平洋での我が国漁業におけるロシアとの関係

- 我が国とロシア双方の200海里水域における相互入漁のための日ソ地先沖合漁業協定に基づき、令和4（2022）年12月に開催された日口漁業委員会において令和5（2023）年の操業条件等について妥結。
- 我が国の200海里水域における我が国漁船によるロシア系サケ・マスの操業条件等を協議するため、日ソ漁業協力協定に基づき、令和5（2023）年3月に開催された日口漁業合同委員会において令和5（2023）年の操業条件等について妥結。
- 貝殻島^{かいがらしま}周辺で我が国漁業者が安全にコンブ採取を行うための民間協定である貝殻島昆布協定に基づき、令和4（2022）年5月から開催された民間の交渉により、令和4（2022）年の操業条件等が妥結。
- 北太平洋公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする北太平洋漁業委員会について、令和5（2023）年3月に開催された年次会合では、令和5（2023）及び6（2024）年におけるサンマの公海でのTACを15万t（令和4（2022）年から25%削減）とすること等が合意。

第2節 水産物の食料安全保障に向けた新たな動き

(1) 食料安全保障に関する現行の取組

- 食料・農業・農村基本法においては、食料の安定供給の確保に関する規定のほか、凶作や輸入の途絶等の不測時においても、国民が最低限度必要とする食料の確保やそのために国が具体的な施策を講じていくべきこと等を規定。
- 水産基本法においては、水産物の安定供給に関する規定のほか、不測時の食料安全保障については食料・農業・農村基本法に定めるところによると規定。
- 不測の要因により食料供給に影響が及ぶおそれのある事態に政府として講ずべき対策の内容等を示した緊急事態食料安全保障指針を策定。水産物に関する対応として、水産資源の持続的利用が確保される範囲内で生産の増大を図ること、非食用（養殖用の餌料等）から食用への転換を行うこと等を規定。

食料・農業・農村基本法（抜粋）

（食料の安定供給の確保）

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。

4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

（不測時における食料安全保障）

第十九条 国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

水産基本法（抜粋）

（水産物の安定供給の確保）

第二条 水産物は、健全な食生活その他健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 水産物の供給に当たっては、水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約的確な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行われるとともに、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖及び養殖が推進されなければならない。

3 国民に対する水産物の安定的な供給については、世界の水産物の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行われなければならない。

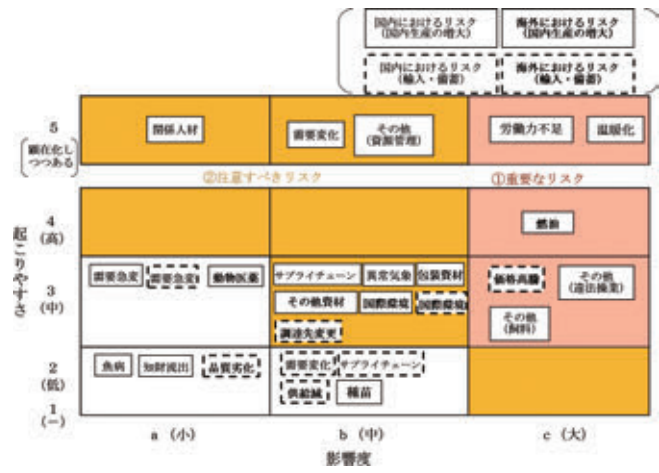
（食料である水産物の安定供給の確保）

第十二条 食料である水産物の安定的な供給の確保に関する施策については、食料・農業・農村基本法及びこの節に定めるところによる。

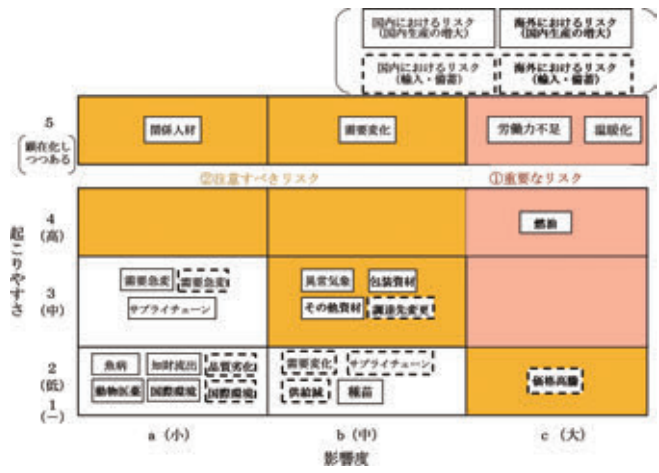
(2) 食料安全保障に係る状況の把握

- 近年、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵略といった新たなリスクの発生により、食料安全保障上の懸念は高まりつつあることから、農林水産省は、食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のあるリスクを洗い出し、包括的な検証を行い、その結果を「食料の安定供給に関するリスク検証（2022）」として、令和4（2022）年6月に公表。
- 本リスク評価では、それぞれのリスクの「起こりやすさ」と「影響度」を分析の上、「重要なリスク」と「注意すべきリスク」を特定しており、水産物においては、労働力不足、温暖化、燃油の輸入減少・価格高騰等を「重要なリスク」として、需要変化、異常気象、包装等資材の輸入減少・価格高騰等を「注意すべきリスク」として特定。

魚介類のリスクマップ



海藻類のリスクマップ



(3) 水産物の食料安全保障の強化に向けた今後の取組

- 令和4（2022）年3月に策定した新たな水産基本計画においては、資源管理の着実な実施、養殖戦略及び輸出戦略に基づく取組等を踏まえた生産量の増大により、令和14（2032）年度の自給率の目標を、食用魚介類で94%、魚介類全体で76%、海藻類で72%と設定。
- 我が国の農林水産業と地域の活力を創造する政策改革のグランドデザインとしての「農林水産業・地域の活力創造プラン」について、令和4（2022）年6月に改訂するとともに、継続的に講ずべき食料安全保障の強化のために必要な対策とその目標を明らかにする「食料安全保障強化政策大綱」を同年12月に策定。
- 食料・農業・農村基本法の制定後約20年が経過する中、食料安全保障の強化をはじめ将来に向けた課題に対応するためには同法の検証・見直し検討が不可欠であることから、令和4（2022）年より食料・農業・農村政策審議会に新設された基本法検証部会において精力的に審議を実施。
- 令和4（2022）年12月に食料安全保障の強化に向けた構造転換対策等として、水産加工業者に対する原材料の安定供給に向けた支援、低魚粉養殖用配合飼料の開発や配合飼料原材料の国産化への支援、省エネ化に資する漁業用機器の導入等への支援を措置し、今後も必要な対策に取り組む。

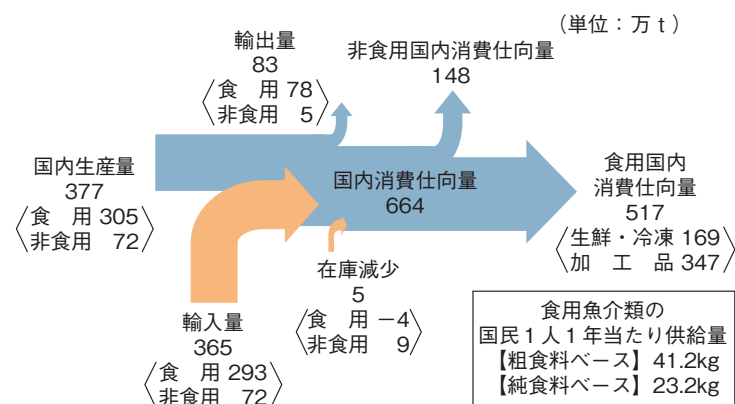
第1章 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き

(1) 水産物需給の動向

- 令和3（2021）年度の魚介類の国内消費仕向量は664万t（原魚換算ベース、概算値）。うち517万t（78%）が食用、148万t（22%）が非食用（飼肥料）向け。
- 令和3（2021）年度の食用魚介類の自給率（概算値）は、59%。

我が国の魚介類の生産・消費構造

令和3（2021）年度（概算値）



資料：農林水産省「食料需給表」

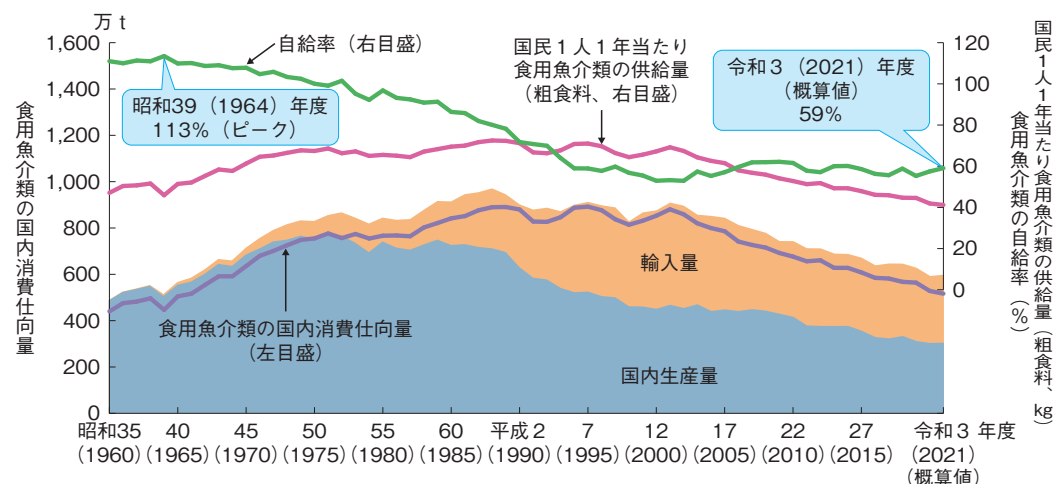
注：1）数値は原魚換算したものであり（純食料ベースの供給量を除く）、海藻類及び捕鯨業により捕獲されたものを含まない。

2）原魚換算とは、輸入量、輸出量等、製品形態が品目別に異なるものを、製品形態毎に所定の係数により原魚に相当する量に換算したものの。

3）粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量であり、純食料とは、粗食料から通常の食習慣において廃棄される部分（魚の頭、内臓、骨等）を除いた可食部分のみの数量。

4）表示単位未満の端数を四捨五入しているため、内訳の合計値は必ずしも一致しない。

食用魚介類の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

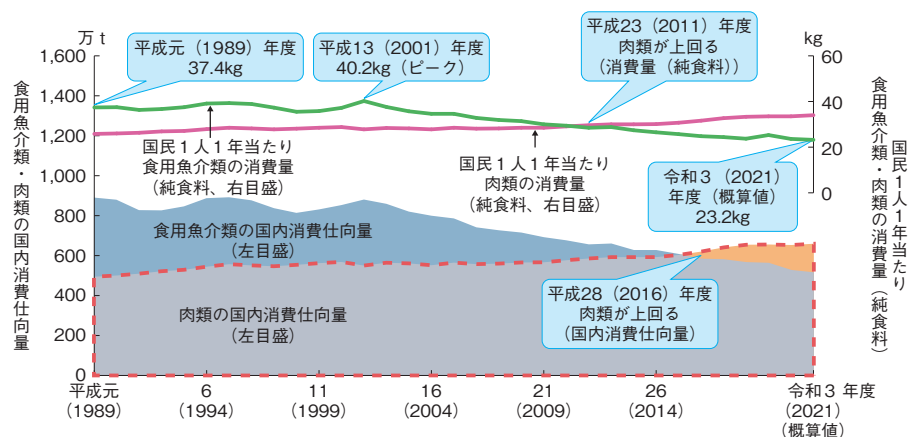
注：自給率（%）＝（国内生産量÷国内消費仕向量）×100。国内消費仕向量＝国内生産量＋輸入量－輸出量±在庫の増減量。

(2) 水産物消費の状況

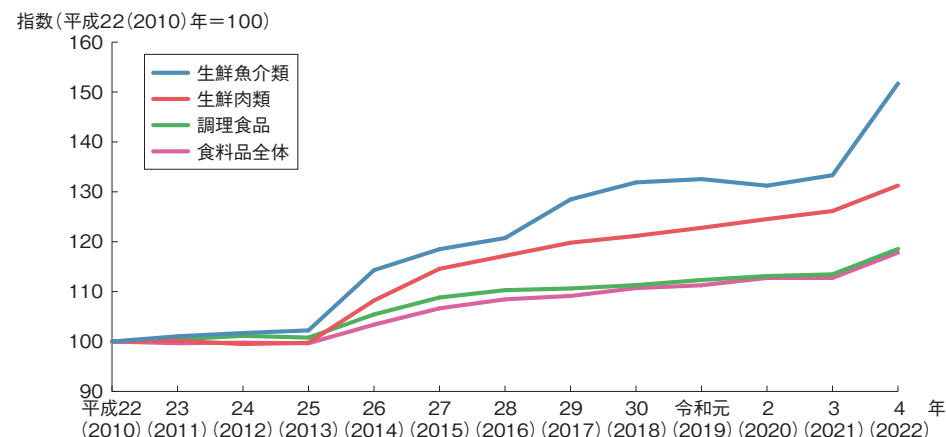
ア 水産物消費の動向

- 食用魚介類の1人1年当たりの消費量（純食料ベース）は、平成13（2001）年度の40.2kgをピークに減少傾向で、平成23（2011）年度以降肉類の消費量を下回り、令和3（2021）年度は、23.2kg（概算値）。
- 生鮮魚介類の価格が上昇し、1人1年当たりの購入量は減少傾向。令和4（2022）年は、輸入水産物価格の上昇等の影響により、生鮮魚介類の消費者物価指数は前年より14%上昇し、1人1年当たりの購入量は14%減少。
- 消費者が魚介類をあまり購入しない要因は、価格の高さや調理の手間等。食の簡便化志向が高まっており、消費者の食の志向が変化。

食用魚介類の国内消費仕向量及び1人1年当たり消費量の変化



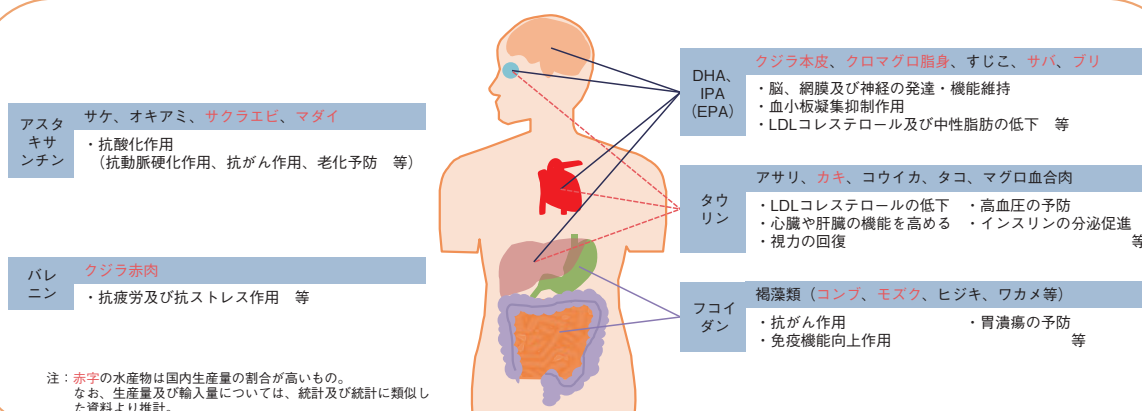
食料品の消費者物価指数の推移



イ 水産物の健康効果

- 魚介類やクジラの脂質に多く含まれるオメガ3系多価不飽和脂肪酸であるドコサヘキサエン酸（DHA）、イコサペンタエン酸（IPA）は、脳等の発達・機能維持、LDLコレステロールや中性脂肪の低下等の作用。
- 魚肉たんぱく質は、人間が生きていく上で必要な9種類の必須アミノ酸をバランス良く含む良質のたんぱく質であるだけでなく、大豆たんぱく質や乳たんぱく質と比べて消化されやすく、体内に取り込まれやすいという特徴。

水産物に含まれる主な機能性成分



資料：各種資料に基づき水産庁で作成

コラム 速筋タンパクを食べて筋肉増加

株式会社ニッスイの食品機能科学研究所は、スケトウダラのたんぱく質であるAPP(Alaska Pollack Protein)の機能性として「強度な運動と同様の筋肥大作用」を有し、運動介入を併用せずに筋肥大（特に速筋）を起こすことを明らかにした。この研究成果を踏まえた「速筋タンパク」シリーズの製品化につながり、令和4（2022）年度（第23回）民間部門農林水産研究開発功績者表彰の農林水産大臣賞を受賞。



速筋タンパクのロゴ（株式会社ニッスイ）

ウ 水産物の消費拡大に向けた取組

- 対面販売や下処理のサービス等による消費者のニーズに合わせた魚の提供やインターネットを使った直接販売の取組が行われている。
- 水産庁は、生産、加工、流通、販売の関係者の連携による物流改善やコスト削減及び高付加価値化等のためのバリューチェーンの構築の取組を支援。
- 近年、漁業者や加工・流通業者等が中心となり、魚介類を用いた給食用の献立の開発や漁業者自らが出前授業を行って魚食普及を図る活動が活発に行われている。
- 水産庁は、毎月3～7日を「さかなの日」として水産物の消費拡大に向けた官民の取組を推進。

コラム 毎月3日から7日は魚を食べよう「さかなの日」

水産庁は、水産物の消費拡大に向けた官民の取組を推進するため、毎月3～7日を「さかなの日」とし、11月3～7日は「いいさかなの日」として、水産物の消費拡大に向けた活動の強化週間と位置付け。「さかなの日」に賛同した企業等（726企業等（令和5（2023）年3月末時点））は、賛同メンバーとして、「さかなの日」に水産物の消費拡大に係る取組を実施。また、令和4（2022）年11月に開催された「第8回Fish-1グランプリ」（主催：JF全漁連）において「さかなの日」キックオフイベントを開催し情報発信。



「さかなの日」のロゴ

「さかなの日」キックオフイベント（第8回Fish-1グランプリ）

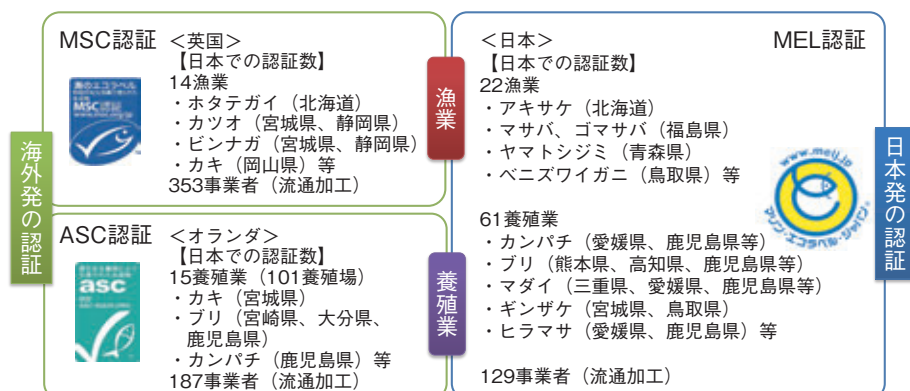


(3) 消費者への情報提供や知的財産保護のための取組

- 世界には、資源管理や環境配慮への取組を証明する様々な水産エコラベルが存在。我が国においては、MSC、ASC、MEL等が活用されており、これらの普及を推進。
- その他、消費者への情報提供や知的財産保護のための制度として、食品表示法による原産地等の表示義務、機能性表示食品制度、地理的表示（GI）保護制度が存在。



我が国で主に活用されている水産エコラベル認証



令和4（2022）年にベトナムでGI登録された「みやぎサーモン」

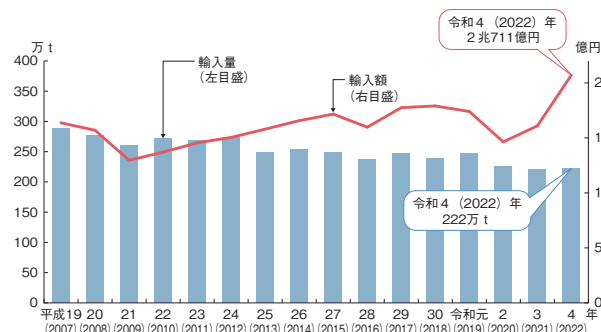
* 認証数は令和5（2023）年3月31日時点（水産庁調べ）

(4) 水産物貿易の動向

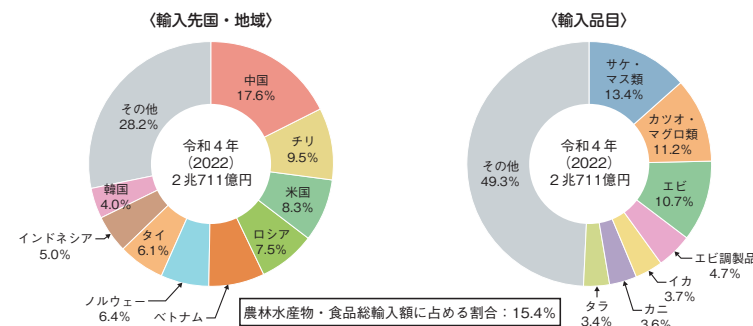
ア 水産物輸入の動向

- 令和4（2022）年の水産物輸入量（製品重量ベース）は、前年比0.9%増の222万t。輸入額は前年比28.6%増の2兆711億円。
- 品目別では、サケ・マス類、カツオ・マグロ類、エビ等が輸入額の上位。

我が国の水産物輸入量・輸入額の推移、輸入先国・地域・品目内訳



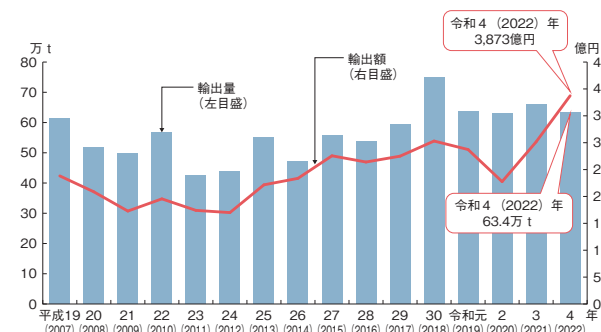
資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成
注：表示単位未満の端数を四捨五入しているため、内訳の合計値は必ずしも100%とはならない。



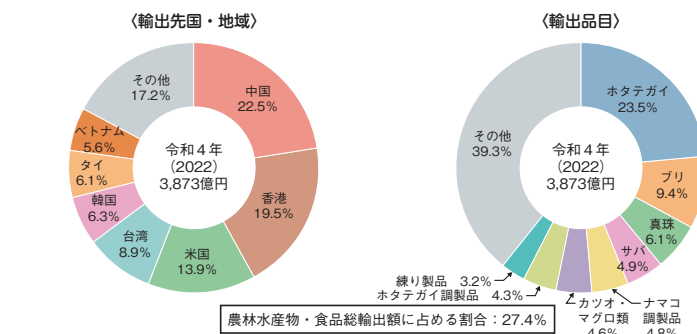
イ 水産物輸出の動向

- 令和4（2022）年の水産物輸出量（製品重量ベース）は、前年比3.8%減の63.4万t。輸出額は、前年比28.5%増の3,873億円。
- 主な輸出先国・地域は中国、香港、米国で、輸出額全体の5割以上を占める。
- 品目別では、ホタテガイ、ブリ等が輸出額の上位。
- 令和2（2020）年3月に、令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（うち水産物は1.2兆円）とする目標を設定。水産物の重点品目は、ぶり、たい、ホタテ貝、真珠及び錦鯉。

我が国の水産物輸出量・輸出額の推移、輸出先国・地域・品目内訳



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成
注：表示単位未満の端数を四捨五入しているため、内訳の合計値は必ずしも100%とはならない。

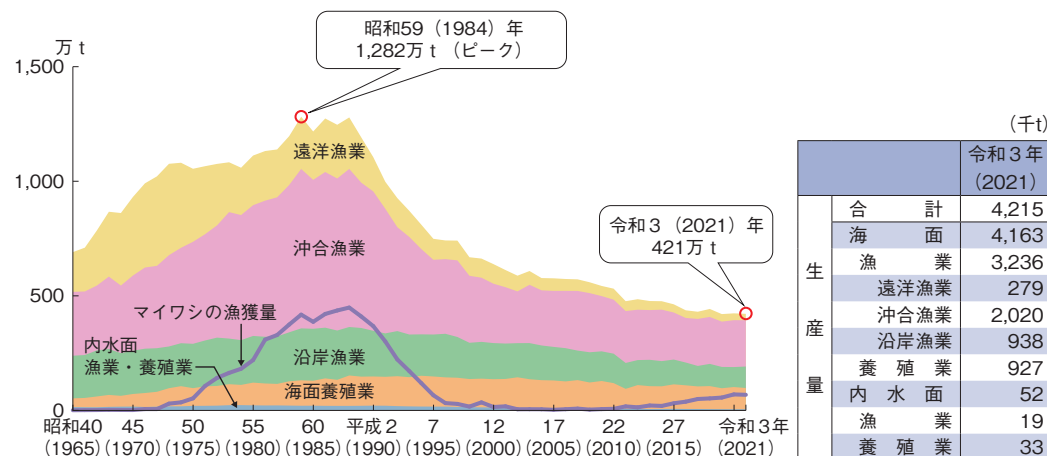


第2章 我が国の水産業をめぐる動き

(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

- 令和3（2021）年の漁業・養殖業生産量は、前年から2万t減の421万t。うち海面漁業は前年から2万t増の324万t。サバ類、カツオ等が増加。海面養殖業は4万t減の93万t。内水面漁業・養殖業は1千t増の5万t。
- 令和3（2021）年の漁業・養殖業の生産額は、前年から602億円増の1兆3,999億円。うち海面漁業は346億円増の8,067億円、海面養殖業は144億円増の4,693億円、内水面漁業・養殖業は112億円増の1,240億円。

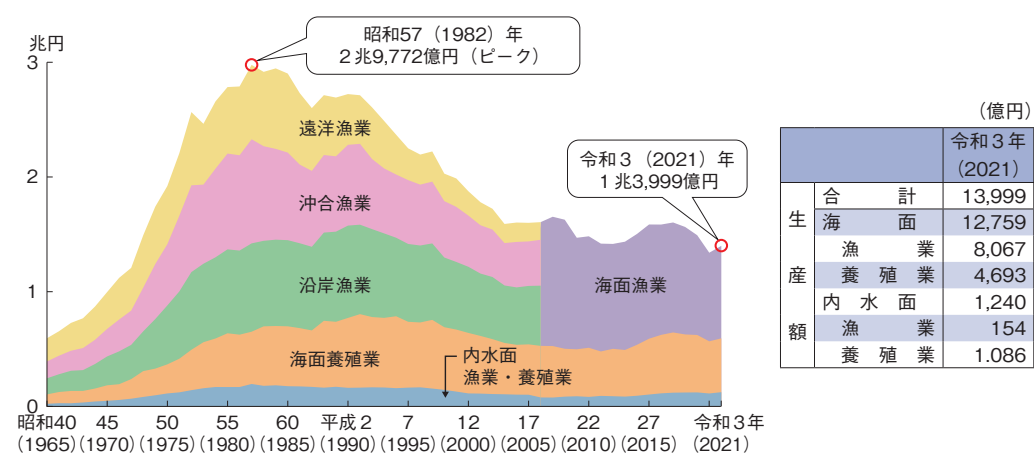
漁業・養殖業の生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19（2007）年から漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成23（2021）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

漁業・養殖業の生産額の推移



資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

注：1）漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。

2）海面漁業の部門別産出額については、平成19（2007）年から取りまとめを廃止した。

(2) 漁業・養殖業の経営の動向

ア 漁船漁業・養殖業の経営状況

- 令和3（2021）年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から2万円増加して114万円。同年漁労外事業所得を加えた事業所得は134万円。10トン以上の漁船を用いて漁業を営む個人経営体の同年の平均漁労所得は、269万円、事業所得は302万円。
- 漁船漁業を営む会社経営体では、平均漁労利益の赤字が続いており、令和3（2021）年度の漁労外利益を合わせた営業利益は1,158万円の赤字。
- 令和3（2021）年の海面養殖業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から31万円減少して496万円。
- 我が国漁業者1人当たりの漁業・養殖業の生産額は1,083万円、生産漁業所得は532万円。



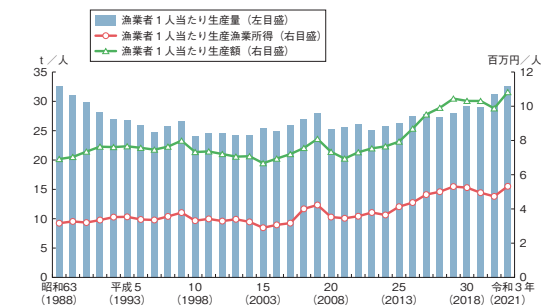
個人経営体の経営状況

	沿岸漁船漁業		10トン以上の漁船漁業		海面養殖業	
	令和2 (2020)	3年 (2021)	令和2 (2020)	3年 (2021)	令和2 (2020)	3年 (2021)
事業所得	1,347	1,338	3,701	3,023	5,473	5,156
漁労所得	1,124	1,141	3,300	2,686	5,269	4,960
漁労収入	5,121	5,412	32,445	30,818	30,891	31,765
漁労支出	3,997 (100.0)	4,271 (100.0)	29,145 (100.0)	28,133 (100.0)	25,622 (100.0)	26,806 (100.0)
雇用労賃	499 (12.5)	531 (12.4)	7,301 (25.1)	7,307 (26.0)	3,741 (14.6)	3,860 (14.4)
漁船・漁具費	345 (8.6)	339 (7.9)	2,251 (7.7)	1,813 (6.4)	1,055 (4.1)	1,276 (4.8)
修繕費	355 (8.9)	397 (9.3)	2,236 (7.7)	2,049 (7.3)	1,620 (6.3)	1,661 (6.2)
油費	575 (14.4)	668 (15.6)	4,479 (15.4)	4,764 (16.9)	1,253 (4.9)	1,472 (5.5)
餌代					5,448 (21.3)	4,863 (18.1)
種苗代					1,237 (4.8)	1,027 (3.8)
販売手数料	365 (9.1)	375 (8.8)	1,977 (6.8)	1,796 (6.4)	1,079 (4.2)	1,357 (5.1)
減価償却費	645 (16.1)	678 (15.9)	2,517 (8.6)	2,713 (9.6)	3,395 (13.3)	3,645 (13.6)
その他	1,213 (30.3)	1,282 (30.0)	8,385 (28.8)	7,691 (27.3)	6,795 (26.5)	7,643 (28.5)
漁労外事業所得	223	196	400	337	204	196

資料：農林水産省「漁業経営統計調査」及び「漁業センサス」
注：1) () 内は漁労支出の構成割合 (%) であり、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

- 沿岸漁船漁業は、「漁業経営統計調査」の個人経営体調査の漁船漁業の結果を基に、「漁業センサス」の個人経営体の船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を用いる経営体数で加重平均したもの。
- 10トン以上の漁船漁業は、「漁業経営調査」の個人経営体調査の漁船漁業の結果を基に、「漁業センサス」の個人経営体の10トン以上の動力漁船を用いる経営体数で加重平均したもの。
- 海面養殖業は、「漁業経営統計調査」の個人経営体調査の結果を基に、「漁業センサス」の養殖種類ごとの経営体数で加重平均したもの。
- 令和2 (2020) 年の漁船漁業については、東日本大震災により漁業が行えなかったこと等から、福島県の経営体を除く結果である。
- 漁労収入には、制度受取金等(漁業)を含めていない。

漁業者1人当たりの生産性



資料：農林水産省「漁業センサス」（昭和63（1988）、平成5（1993）、10（1998）、15（2003）、20（2008）、25（2013）及び30（2018）年の漁業就業者数、「漁業構造動態調査」（令和元（2019）年以降の漁業就業者数）、「漁業就業動向調査」（その他の年の漁業就業者数）、「漁業・養殖業生産統計」（生産量）及び「漁業産出額」（生産額及び生産漁業所得）に基づき水産庁で作成
注：平成23（2021）及び24（2022）年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く（内水面漁業・養殖業産出額は、魚種ごとの全国平均価格から推計。）。

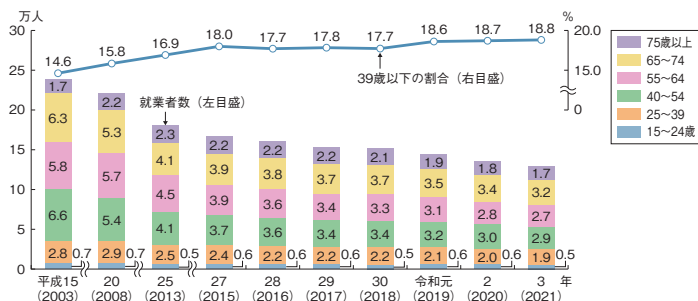
イ 所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」

- 「浜の活力再生プラン」は、漁業者の所得を5年間で10%以上アップさせることで漁村地域の活性化を目指すために、実現するための方策を地域自らが考え、実施するもの。令和4（2022）年度末時点で554地区で実施中。
- より広域的な競争力強化のための取組を行う「浜の活力再生広域プラン」は、令和4（2022）年度末時点で142地区で実施中。
- 浜の活力再生広域プラン等に基づくリース方式による漁船導入や産地施設の再編整備、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、漁港施設の整備等を支援。

(3) 水産業の就業者をめぐる動向

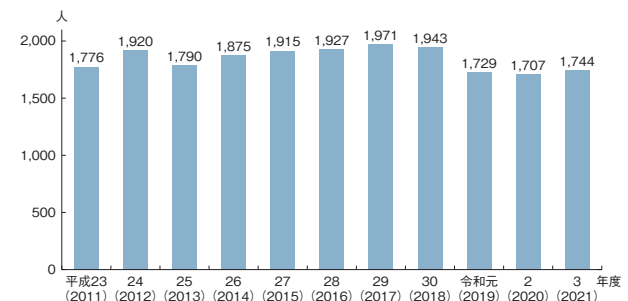
- 漁業就業者数は一貫して減少傾向で、令和3（2021）年は12万9,320人。
- 令和3（2021）年度の新規漁業就業者は、1,744人。国等は、就職相談、インターンシップ、研修等、新規漁業就業者の確保に向けた取組を支援。

漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業構造動態調査」（令和元（2019）年以降）、「漁業センサス」（平成15（2003）、20（2008）、25（2013）及び30（2018）年）及び「漁業就業動向調査」（その他の年）
注：1) 「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
2) 平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。

新規漁業就業者数の推移

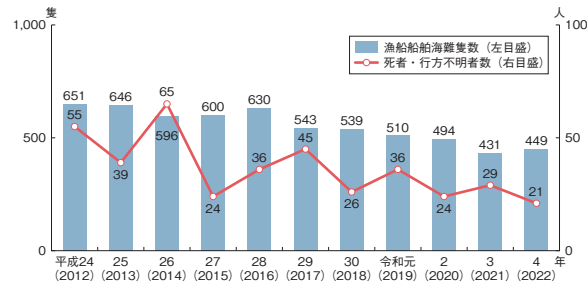


資料：都道府県が実施している新規漁業就業者に関する調査から水産庁で推計

(4) 漁業労働環境をめぐる動向

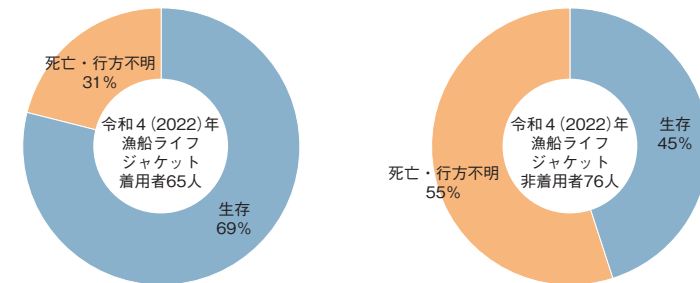
- 令和4（2022）年の漁船の船舶海難隻数は449隻、漁船の船舶海難に伴う死者・行方不明者数は21人。
- 令和4（2022）年における漁船からの海中転落者（※）は65人、うち死者・行方不明者は43人。（※ ここでいう海中転落者数は、衝突、転覆等の船舶海難以外の理由により発生した船舶の乗船者の海中転落をいう。）
- 海中転落時には、ライフジャケットの着用が生存に大きな役割（約1.5倍の生存率）。原則、船室の外にいる全ての乗船者は、ライフジャケットの着用が義務。令和4（2022）年2月から、着用義務に違反した場合、船長に違反点数を付与。

漁船の船舶海難隻数及び船舶海難に伴う死者・行方不明者数の推移



資料：海上保安庁調べ

ライフジャケットの着用・非着用別の漁船からの海中転落者の生存率



資料：海上保安庁調べ

(5) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用

- 水産業の成長産業化の実現のため、資源評価、漁業・養殖業、加工・流通の各分野において、ICT、IoT、AI、ドローン等を活用した効率的な取組に関する技術の開発、導入及び高度化を推進。
- 「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」を策定し、データの利活用を推進。

スマート水産業が目指す2027年の将来像



事例 IoTを活用して情報を可視化 ～まき網漁業等の船団操業の効率化～

漁船向けIoTサービス「ISANA」は、魚群探知機・潮流計・船上カメラ等のデータをタブレット上でリアルタイムに共有・記録することができ、従来の無線による口頭での情報共有に代替。同サービスの導入により、燃油代や操業時間の低減等による操業の効率化に加え、陸上からベテランの漁師が洋上の漁労長へ指示することで後継者育成への活用にも期待。

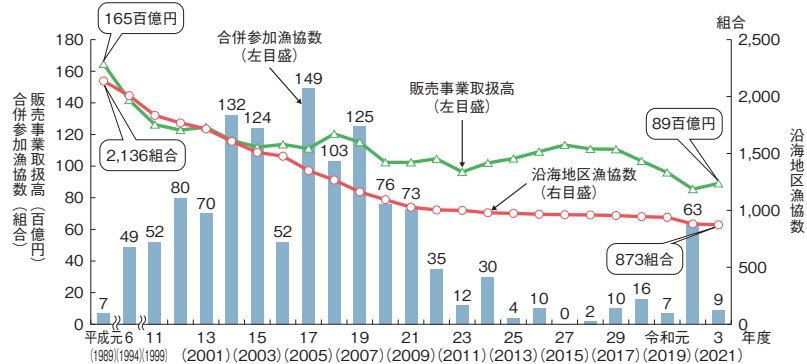


サービス概念図（画像提供：株式会社ライトハウス）

(6) 漁業協同組合の動向

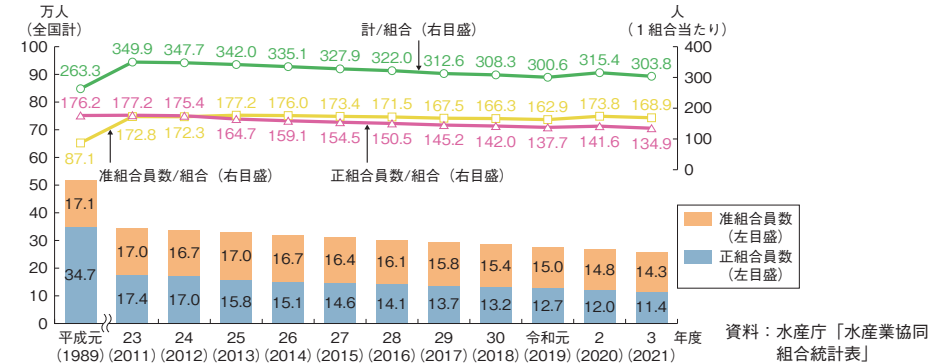
- 漁業協同組合は販売等の事業の実施など漁業経営の安定・発展に貢献。水産資源の適切な利用や管理等、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織。
- 令和4（2022）年3月末時点の組合数（沿海地区）は、873組合。
- 漁業者数の減少に伴って組合員数の減少が進行。合併等により組合の事業及び経営の基盤を強化するとともに、販売事業の一層の強化を図る必要。

沿海地区漁協数、合併参加漁協数及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表」（販売事業取扱高）及び全国漁業協同組合連合会調べ（合併参加漁協数）

漁協の組合員数の推移



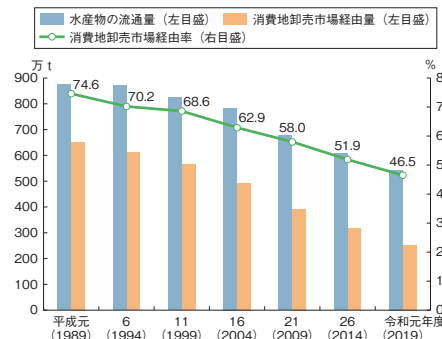
資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

(7) 水産物の流通・加工の動向

ア 水産物流通の動向

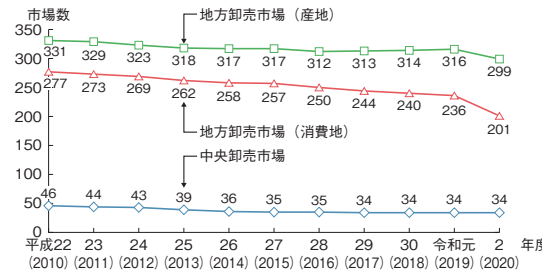
- 水産物卸売市場の数は、産地卸売市場は近年横ばい傾向、消費地卸売市場は減少。
- 水産物の消費地卸売市場経由率は低下傾向で、市場外流通が増加。
- 卸売市場は、水産物を効率的に流通させる上で重要な役割。輸出も見据えた品質・衛生管理体制の強化や、統廃合等による市場機能の維持・強化が必要。

水産物の消費地卸売市場経由量と経由率の推移



資料：農林水産省「卸売市場データ集」

水産物卸売市場数の推移



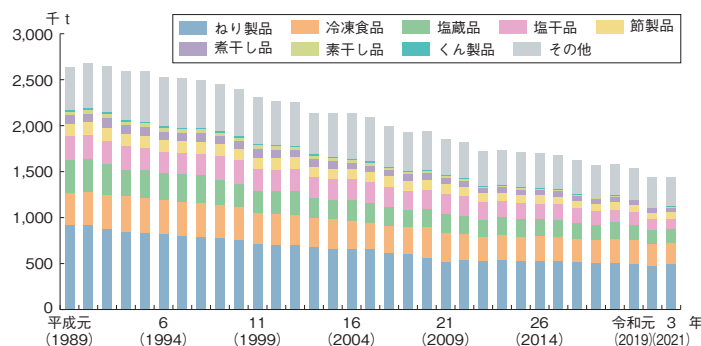
資料：農林水産省「卸売市場データ集」

- 注：1）中央卸売市場は年度末、地方卸売市場は平成23（2011）年度までは年度当初、平成24（2012）年度からは年度末のデータ。
- 2）令和2（2020）年6月21日に改正卸売市場法が施行された。このため、令和元（2019）年度までのデータは、中央卸売市場は都道府県又は人口20万人以上の市等が農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場。地方卸売市場は中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場の面積が一定規模（産地市場330m²、消費地市場200m²）以上のものについて、都道府県知事の許可を受けて開設されるもの。令和2（2020）年度からのデータは、中央卸売市場は農林水産大臣の認定を受けた卸売市場。地方卸売市場は都道府県知事の認定を受けた卸売市場。

イ 水産加工業の動向

- 我が国の食用魚介類の国内消費仕向量の7割は水産加工品として供給。
- 水産加工品のうち食用加工品の生産量は減少傾向であるが、ねり製品や冷凍食品の生産量は横ばい傾向。
- 多様化する消費者ニーズを捉えた商品開発や、加工原料不足の中、原料転換に対応した生産体制の構築が必要。

水産加工品のうち食用加工品の生産量の推移

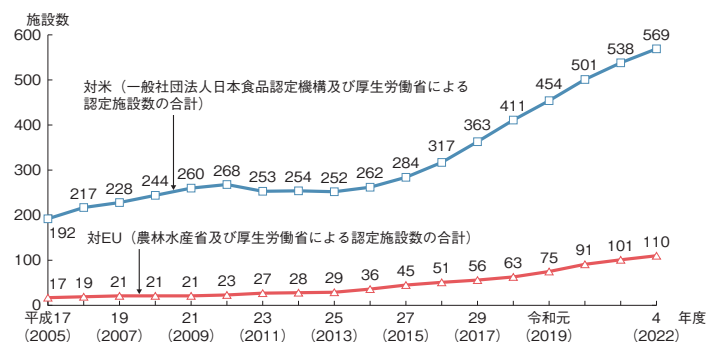


資料：農林水産省「水産物流通統計年報」
（平成21（2009）年以前）、「漁業センサス」（平成25（2013）年）及び30（2018）年）及び「水産加工統計調査」（その他の年）
注：水産加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合50%以上）として製造された、食用加工品及び生鮮冷凍水産物をいう。焼・味付のり、缶詰・びん詰、寒天及び油脂は除く。

ウ HACCPへの対応

- 水産加工業者を含む原則として全ての食品等事業者を対象として、HACCPに沿った衛生管理の実施を制度化。
- EUや米国等に水産物を輸出する際には、水産加工施設等が、輸出先国・地域から求められているHACCP実施と施設基準への適合が必要。政府は、EUや米国への輸出に際して必要な施設認定を取得するための施設の改修等を支援。
- 令和5（2023）年3月末時点で、水産加工業等における対EU輸出認定施設数は110施設、対米輸出認定施設数は569施設。

水産加工業等における対EU・対米輸出認定施設数の推移



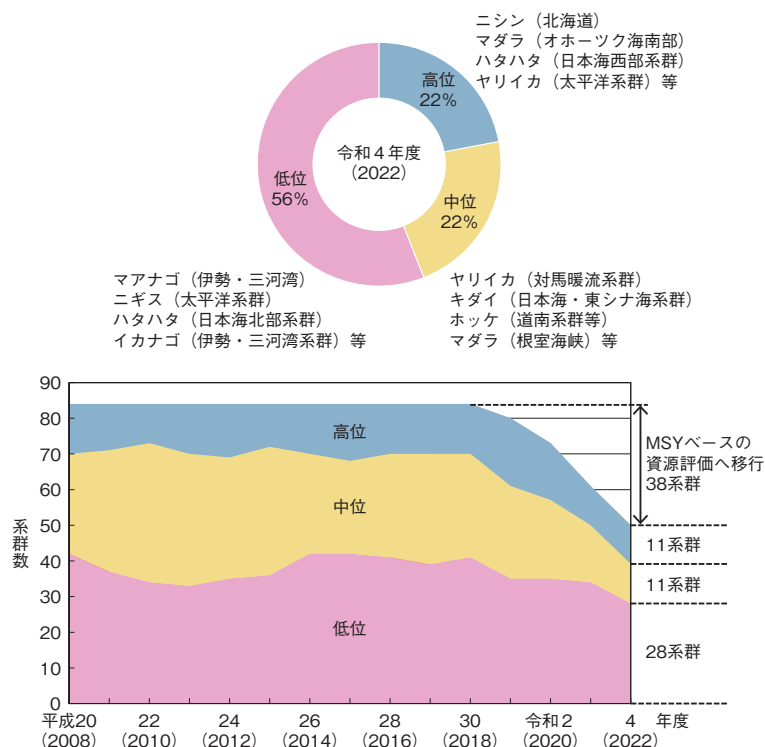
資料：農林水産省調べ

第3章 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

(1) 我が国周辺の水産資源

- 水産資源の管理は、資源評価に基づき適切な管理措置を執ることが重要。
- 令和2（2020）年12月に施行された新漁業法に基づき、令和3（2021）年度に、資源評価対象魚種を119魚種から192魚種に拡大。
- うち、MSYを達成するための資源量と漁獲量の強さの算出を令和4（2022）年度には17魚種26系群から22魚種38系群に拡大。
- 36魚種50系群について、高位・中位・低位の3区分による資源評価を実施。

高位・中位・低位の3区分による資源評価



資料：水産庁・国立研究開発法人水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」に基づき水産庁で作成

注：資源水準及び動向を評価した魚種・系群数は、以下のとおり。

令和元年度：MSYベースの資源評価に移行したサバ類等4魚種7系群を除く48魚種80系群

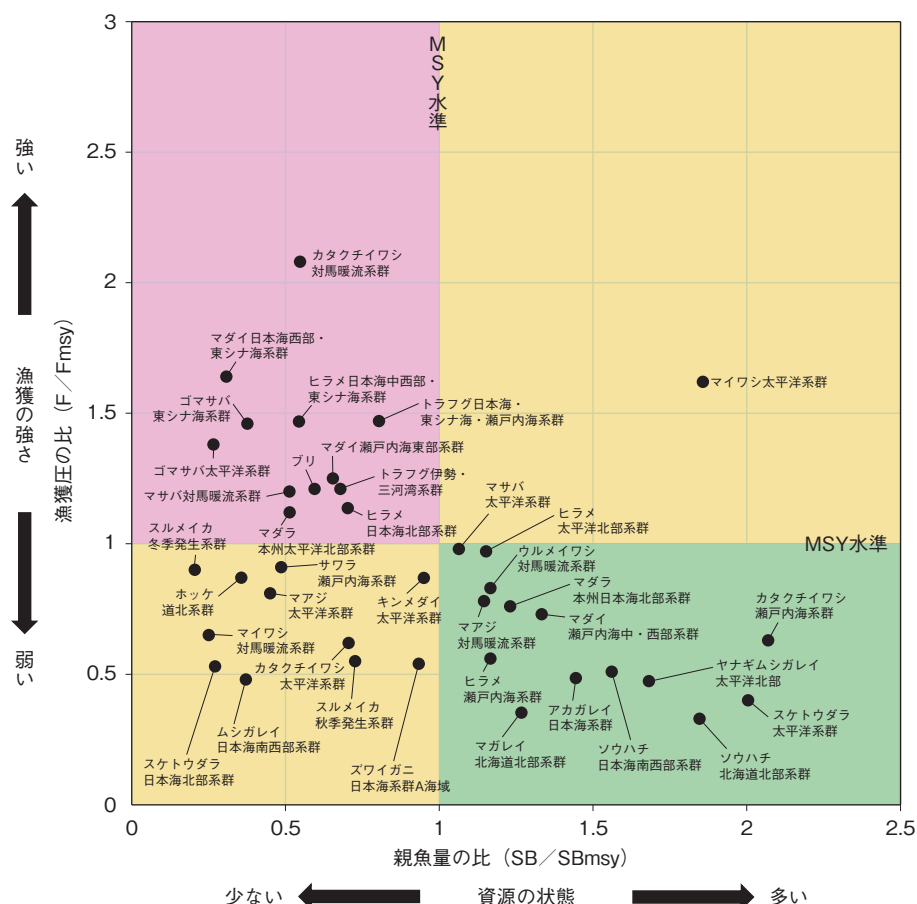
令和2年度：MSYベースの資源評価に移行したマアジ、マイワシ等8魚種14系群を除く45魚種73系群

令和3年度：MSYベースの資源評価に移行したカタクチイワシ、ウルメイワシ等17魚種26系群を除く42魚種61系群

令和4年度：MSYベースの資源評価に移行したトラフグ、キンメダイ等22魚種38系群を除く36魚種50系群

令和2年度以降は、スケトウダラオホーツク海南部等2魚種6系群について、資源評価結果に記載されている資源量指数等を基に「高位・中位・低位」を判断。

MSYをベースとした資源評価



資料：水産庁・国立研究開発法人水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」に基づき水産庁で作成

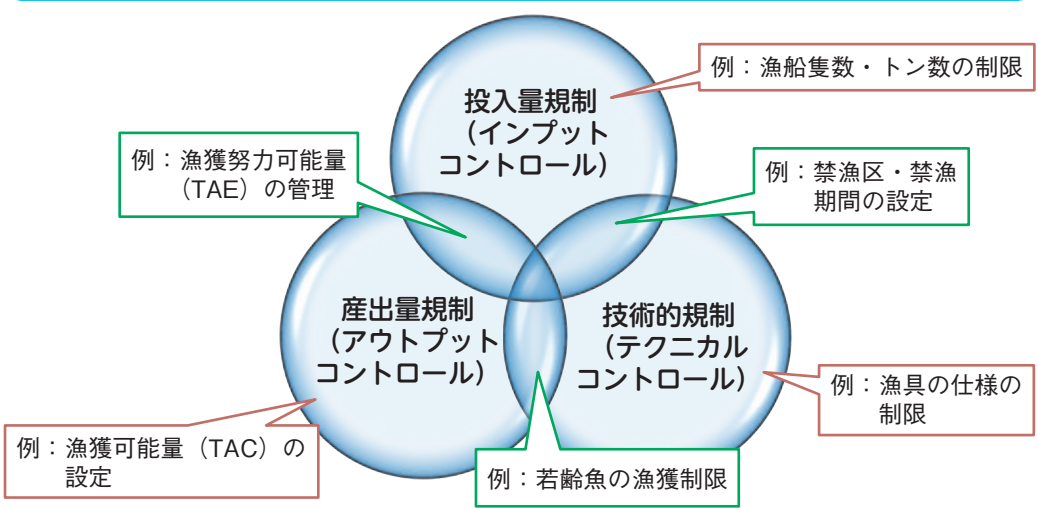


(2) 我が国の資源管理

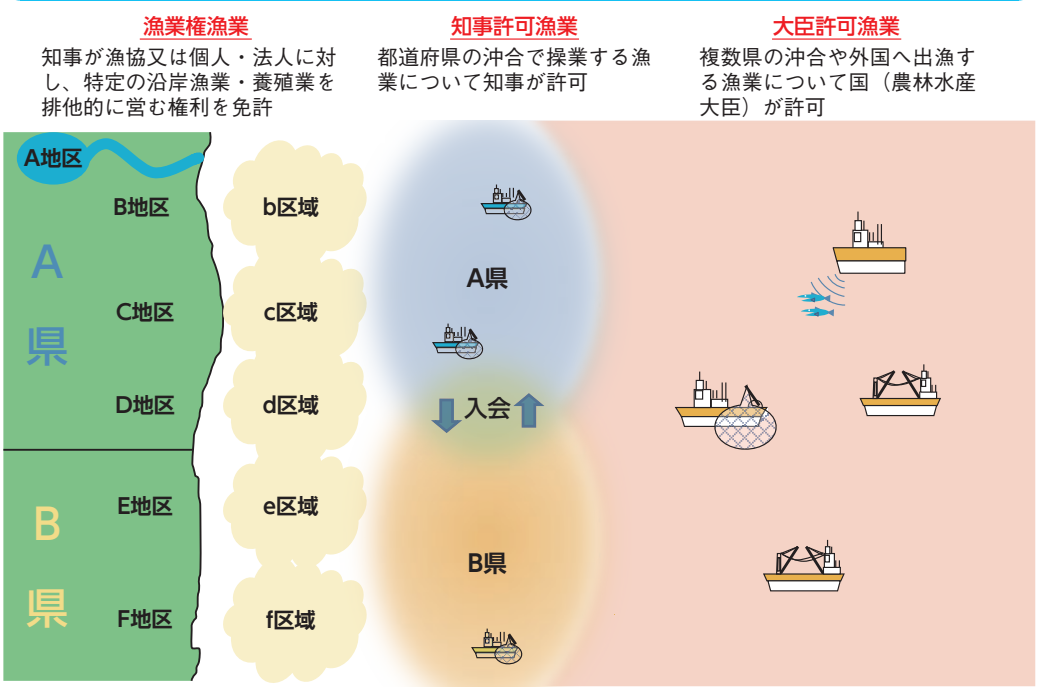
ア 我が国の資源管理制度

- 資源管理の手法は、1) 投入量規制、2) 技術的規制、3) 産出量規制の3つに大別。我が国では、漁業の特性や漁業者の数、資源の状況等により、これらの手法を使い分け、組み合わせながら資源管理を実施。
- 採貝・採藻、定置漁業、養殖業、内水面漁業等については漁業権制度で管理。沖合・遠洋漁業等については許可制度等で管理。

資源管理手法の相関図



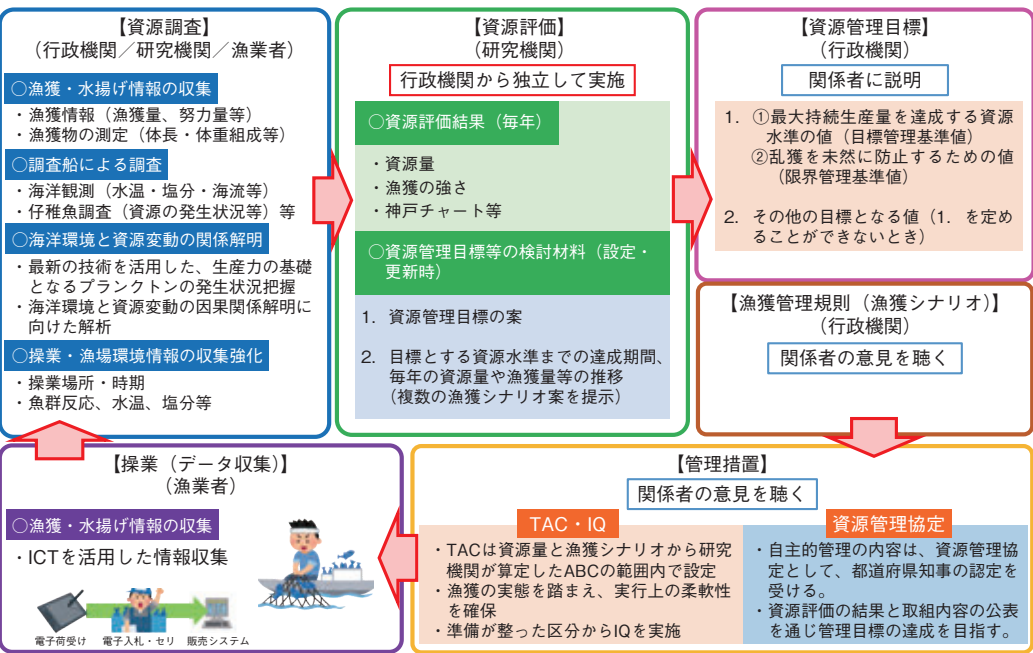
漁業権制度及び漁業許可制度の概念図



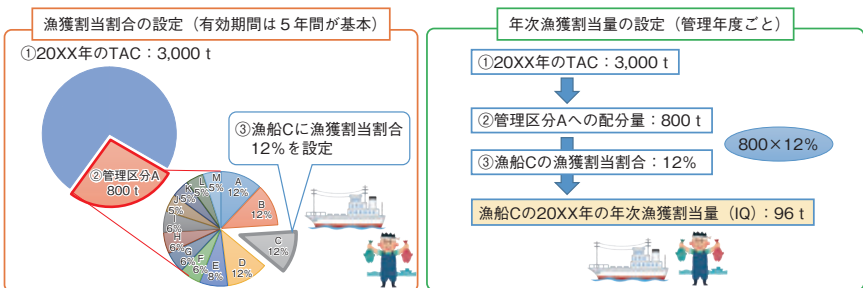
イ 新漁業法に基づく新たな資源管理の推進

- 新漁業法では、資源管理の目標を漁獲量がMSYを達成することとし、管理手法はTACを基本。
- 令和2（2020）年9月、新たな資源管理システムの構築のため、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を決定・公表。
- ロードマップでは、令和12（2030）年度に漁獲量を444万tまで回復させることを目標とし、令和5（2023）年度までに、1）資源評価対象魚種を200種程度に拡大、2）漁獲量ベースで8割をTAC管理、3）TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業にIQ（漁獲割当）による管理を原則導入、4）自主的な資源管理（資源管理計画）を新漁業法に基づく「資源管理協定」に移行、としている。
- TAC魚種の拡大について、カタクチイワシ及びウルメイワシ対馬暖流系群について、ステップアップの考え方と共に、令和6（2024）年1月からTAC管理を導入し、管理の運用面での工夫等については、ステップアップ期間中を含め、引き続き議論。マダラ本州日本海北部系群及び本州太平洋北部系群について、第1回資源管理方針に関する検討会を開催。そのほかの新たなTAC管理候補資源についても、資源管理手法検討部会等を開催し、順次TAC魚種拡大に向けた議論を進めている。
- IQは、令和3年（2021）管理年度までに導入した2漁業3魚種に加え、令和4（2022）管理年度から、マイワシとクロマグロ（大型魚）の大中型まき網漁業及びクロマグロ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業において導入。令和5（2023）管理年度から、クロマグロ（小型魚及び大型魚）のかじき等流し網漁業等及びスルメイカの大員許可いか釣り漁業において導入が決定。
- 資源管理協定は、令和5年3月時点で8協定が策定。沿岸漁業においても、都道府県知事が認定する資源管理協定への移行が順次進められている。

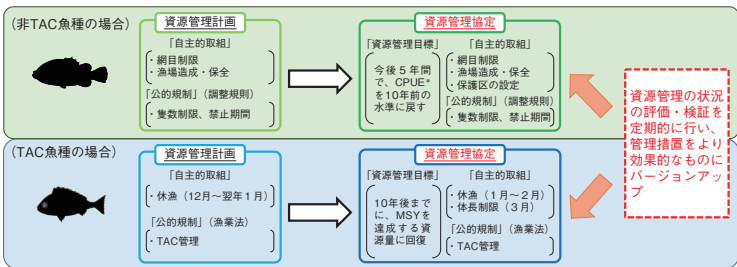
資源管理の流れ



IQ管理の導入のイメージ



資源管理計画から資源管理協定への移行のイメージ



*Catch Per Unit Effort：単位努力量当たりの漁獲量

ウ 太平洋クロマグロの資源管理

- 太平洋クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の合意を受け、大型魚（30kg以上）及び小型魚（30kg未満）に漁獲上限を設定し、大臣管理区分及び都道府県にTACを配分。
- 令和4（2022）年漁期以降は、令和3（2021）年のWCPFC年次会合において決定された大型魚の漁獲上限の増加等を踏まえ、配分を見直し。
- 遊漁については、令和3（2021）年6月1日以降、小型魚の採捕禁止、大型魚の採捕時の尾数等の報告を義務化。

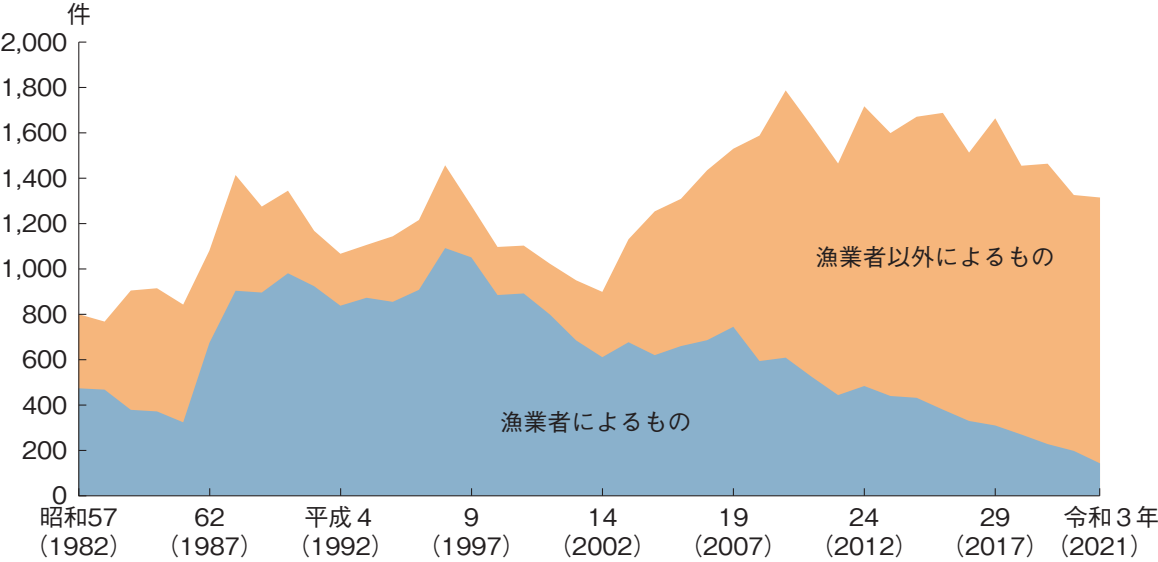
（3）実効性ある資源管理のための取組

ア 我が国の沿岸等における密漁防止・漁業取締り

- 令和3（2021）年における全国の密漁の検挙件数は、1,361件（うち海面1,316件、内水面45件）。漁業者以外によるものが漁業者によるものを大きく上回り、悪質化・巧妙化。
- 新漁業法に基づき、悪質な密漁が行われているあわび、なまこ及びうなぎの稚魚（※）を「特定水産動植物」に指定し、漁業権や漁業の許可等に基づいて採捕する場合を除いて採捕を原則禁止とし、違反した場合には3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金。また、違法に採捕されたことを知りながら特定水産動植物を運搬、保管、取得等した者に対しても同じ罰則が適用。（※ うなぎの稚魚については令和5（2023）年12月から適用。）



我が国の海面における漁業関連法令違反の検挙件数の推移



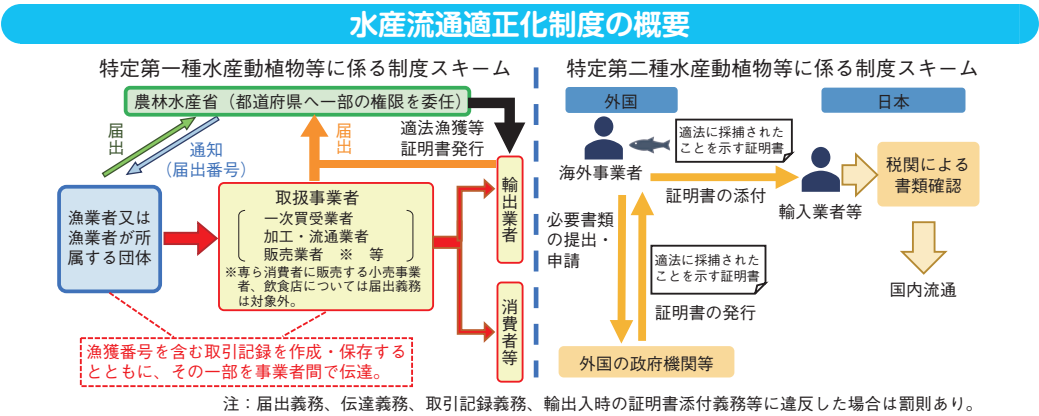
資料：水産庁調べ

新漁業法に基づく罰則強化の概要

	採捕禁止違反の罪 密漁品流通の罪	無許可操業等の罪	漁業権侵害の罪
改正前		3年以下の懲役 200万円以下の罰金	20万円以下の罰金
改正後	3年以下の懲役 3,000万円以下の罰金	3年以下の懲役 300万円以下の罰金	100万円以下の罰金

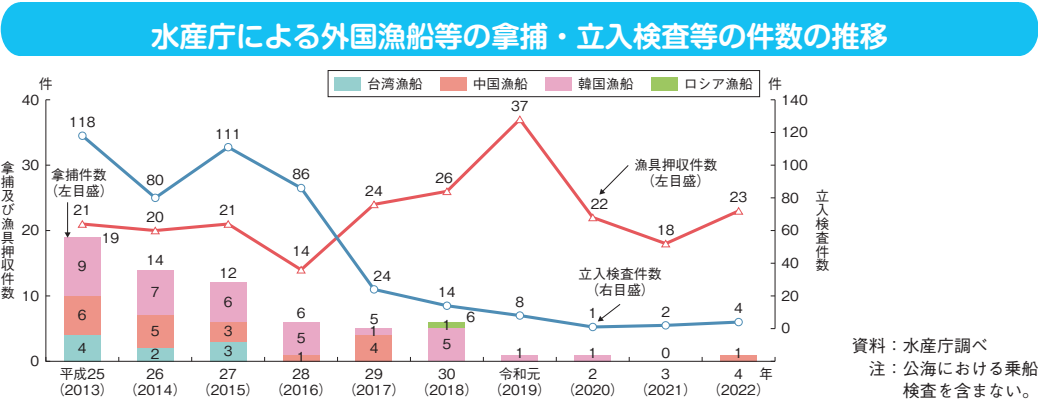
イ 水産流通適正化制度の導入

- 令和4（2022）年12月、国内外で違法に採捕された特定の水産物の流過程での混入等を防止することを目的とした水産流通適正化法が施行され、国内においては取り扱う漁業者等の行政機関への届出、漁獲番号の伝達等を、海外からの輸入においては外国の政府機関が発行する証明書等の添付等を義務付け。
- 国内流通規制を行う特定第一種水産動植物にあわび、なまこ及びうなぎの稚魚（※）を、輸入規制を行う特定第二種水産動植物にさば、さんま、まいわし及びいかを指定。（※ うなぎの稚魚については令和7（2025）年12月から適用。全長3センチメートル以下のうなぎを指す。）



ウ 外国漁船等の監視・取締り

- 令和4（2022）年の水産庁による外国漁船等の取締実績は、立入検査4件、^{だほ}拿捕1件、違法設置漁具の押収23件。
- 日本海の大和堆周辺水域における中国漁船及び北朝鮮漁船による操業は極めて問題であり、漁業取締船により重点的に取締活動を実施するとともに、海上保安庁と連携して対応。令和4（2022）年の水産庁による中国漁船等への退去警告隻数は、延べ38隻。



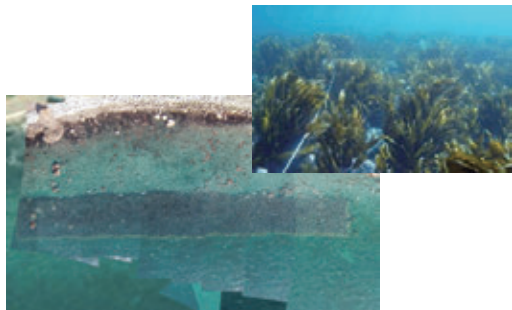
防護服を着て、外国漁船への立入検査を行う漁業監督官

(4) 資源を積極的に増やすための取組

- 水産庁は、種苗放流等について、都道府県と適切に役割を分担の上効果のあるものに重点化する等により、資源管理の一環として実施。
- サケ（シロサケ）は、近年、放流した稚魚の回帰率の低下により、資源が減少。気候変動による海洋環境の変化が稚魚の生残に影響しているとの指摘もあり、水産庁は、環境の変化に対応した放流手法の改善の取組等を支援。
- 水産庁は、水産資源の保護・増殖のため、保護育成礁やマウンド礁の整備を実施。

(5) 漁場環境をめぐる動き**ア 藻場・干潟の保全と再生、漁場環境改善の推進**

- 藻場は、海藻等による二酸化炭素の吸収と酸素の供給、産卵場等の提供等により水産資源の増殖に大きな役割。干潟は、^{ちようせき}潮汐の作用により陸上からの栄養塩等の供給により高い生物生産性を有する。
- 藻場・干潟の保全や機能の回復による生態系全体の生産力の底上げが重要であり、水産庁は、地方公共団体による藻場・干潟の造成等の広域的な対策を推進。
- 海藻類の成長、魚類や二枚貝等の餌となるプランクトンの増殖には窒素やリン等の栄養塩類が必要となるが、閉鎖性水域では栄養塩類の減少等による養殖ノリの色落ち等の可能性が示唆。
- 瀬戸内海では、令和4（2022）年4月に瀬戸内海環境保全特別措置法の改正法が施行され、栄養塩類の供給・管理を可能とする栄養塩類管理制度が導入。
- 有明海等の再生については、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づき、環境の保全・改善、水産資源の回復等の施策を実施。



造成後に海藻類が繁茂している状況（黒い部分）



藻場の保全（ウニの駆除）

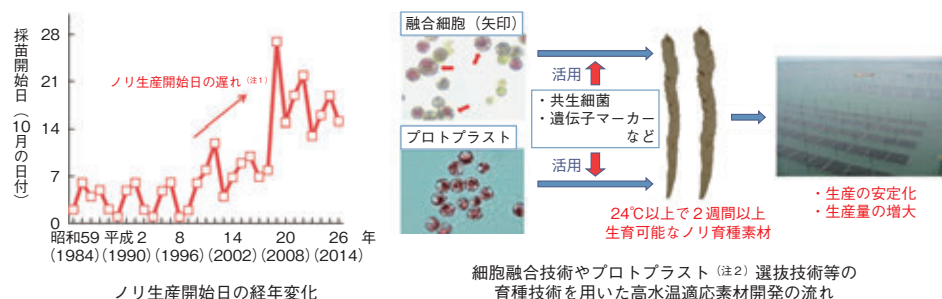


干潟等の保全（干潟の耕うん）

イ 気候変動による影響と対策

- 気候変動は、地球温暖化による海水温の上昇等により、水産資源や漁業・養殖業に影響。北海道のブリの豊漁、サワラの分布域やマサバの産卵場の北上等が発生。
- 気候変動への緩和策として、漁船の電化・水素燃料電池化、ブルーカーボンの二酸化炭素吸収源としての可能性の追求等、水産分野においてもカーボンニュートラルに向けた取組を推進。
- 適応策として、海洋環境の変化に対応し得るサケ稚魚等の放流手法や高水温耐性を有する養殖品種の開発等を推進。

ノリ養殖における秋季高水温の影響評価と適応計画に基づく取組事例



資料：国立研究開発法人水産研究・教育機構

注：1）生産開始日の遅れ及び生産量の変化には、地球温暖化以外の要因も考えられる。

2）植物細胞・細菌・菌類等から細胞壁を取り除いた細胞。

ウ 海洋におけるプラスチックごみの問題

- 海洋プラスチックごみは、環境や生態系のほか、漁獲物への混入等漁業にも影響。
- 水産庁は、1）使用済み漁具の計画的処理を推進するための指針の策定、2）海洋生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具の開発やリサイクル推進を念頭に置いた漁具の検討、3）漁業者による海洋ごみの持ち帰りの促進、4）マイクロプラスチックが水産生物に与える影響の調査等を実施。

海洋生分解性プラスチックを用いたフロートの試作品と実証試験
(写真提供：公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構)



（6）野生生物による漁業被害と対策

- トド、ヨーロッパザラバヤ等の野生生物による漁業被害が発生。水産庁は、出現状況に関する調査と情報提供、被害軽減のための技術開発、駆除活動等への支援等を実施。
- トドによる漁業被害額は、平成25（2013）年度の約20億円から令和3（2021）年度は約7億円に減少。
- 内水面におけるカワウやオオクチバス等の外来魚の防除の取組への支援を実施。

事例 水産業における再生可能エネルギーの活用

マグロ類の卸売業を営む株式会社三崎恵水産は、再生可能エネルギーの生産等を行う自然電力株式会社からの電力等を活用し冷凍庫の運転等に使用するとともに、自然電力株式会社とパートナーシップ契約を結び、他の事業者等における再生可能エネルギーの導入を支援する「まぐろでんき」を開設。

＊ 電力卸売価格の高騰を受け、令和4（2022）年11月末で小売を終了。令和5（2023）年3月末時点で新規募集停止中。



事例 廃漁網のリサイクル

漁網は、塩分を含み付着物が多いことや、構造が複雑であることからリサイクルが困難とされてきたが、令和5（2023）年1月に、ポリエステル素材の使用済み漁網からポリエステル素材の再生漁網の製造に成功。また、まき網業界、製網メーカー、繊維メーカー等が業界の枠を超えてTEAMリズム（Re:ism）というチームを組み、ポリエステル素材の廃漁網の回収、洗浄、ペレット化、漁網への水平リサイクルや新たな製品の開発・販売という資源循環のシステム構築が進められている。



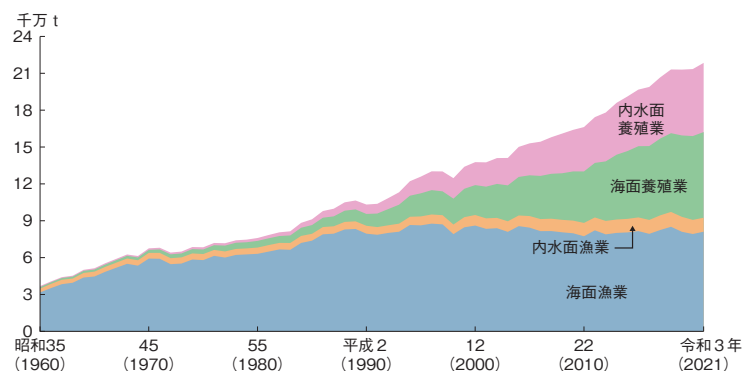
廃漁網から製造した食事用トレー
(漁業系プラスチック廃棄物を再生利用した製品として初めてエコマーク認定を取得)

第4章 水産業をめぐる国際情勢

(1) 世界の漁業・養殖業生産

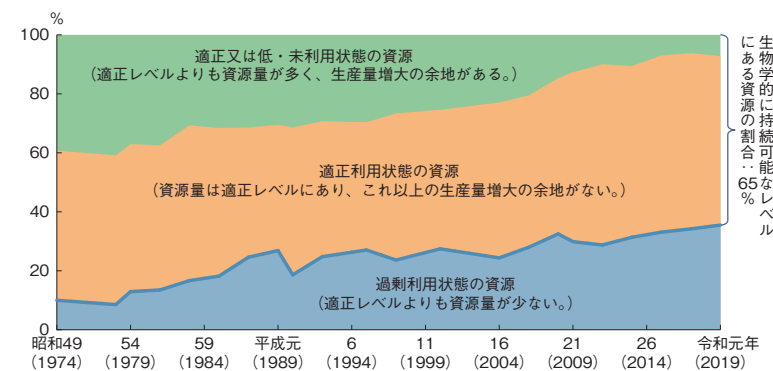
- 世界の漁業・養殖業の生産量は増加傾向。漁業の漁獲量は横ばい傾向である一方、養殖業の収穫量は急激に増加。
- 漁船漁業の漁獲量は、EU、米国、我が国等の先進国・地域では、おおむね横ばいから減少傾向。中国、インドネシア、ベトナム等の開発途上国で増大傾向。
- 養殖業の収穫量は、中国及びインドネシアの増加が顕著。
- 持続可能なレベルで漁獲されている世界の水産資源の割合は、令和元（2019）年には65%まで低下し、35%が過剰利用。

世界の漁業・養殖業生産量の推移



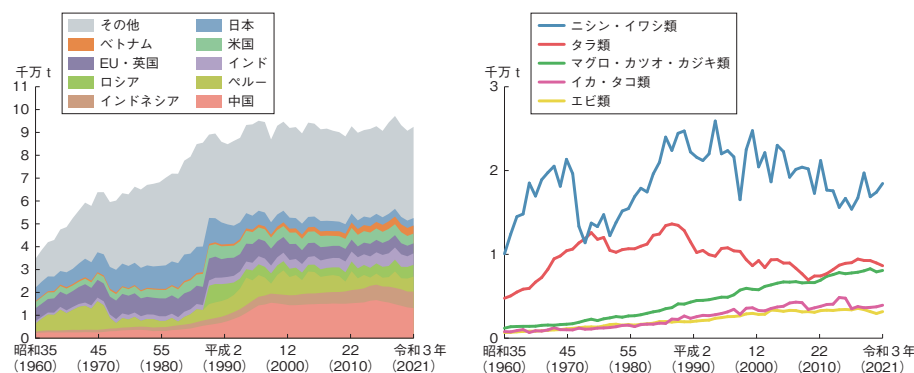
資料：FAO「Fishstat (Global capture production, Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

世界の資源状況



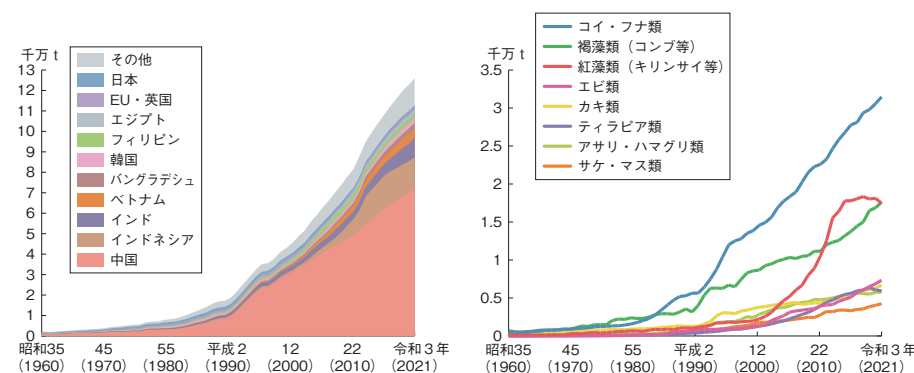
資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2022」に基づき水産庁で作成

世界の漁業の国別及び魚種別漁獲量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global capture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

世界の養殖業の国別及び魚種別収穫量の推移

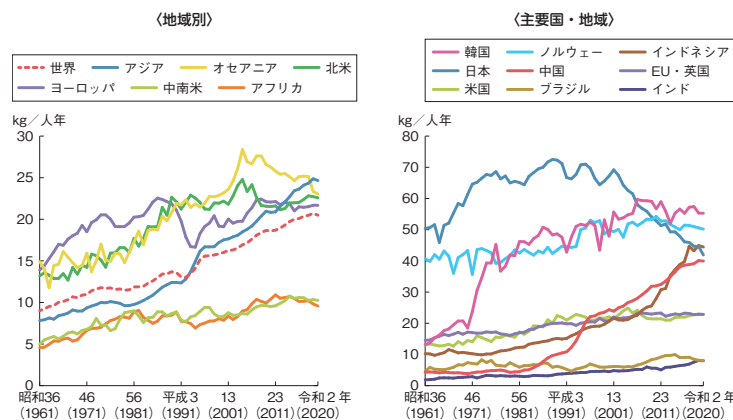


資料：FAO「Fishstat (Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

(2) 世界の水産物消費

- 世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、半世紀で約2倍となる一方、我が国の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、約50年前の水準を下回り推移。

世界の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移（粗食量ベース）



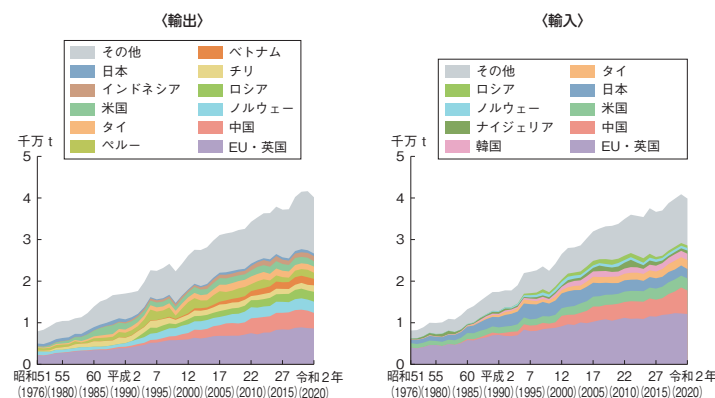
資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」(日本以外)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成

注：1) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。
2) 中南米は、カリブ海地域を含む。

(3) 世界の水産物貿易と国際情勢

- 流通技術の向上、人件費の安い国への加工場の移転等により世界の水産物貿易量は増加傾向。世界の漁業・養殖業生産量の3割以上が輸出仕向け。
- 令和4（2022）年6月、世界貿易機関（WTO）閣僚会議においてIUU漁業につながる補助金の禁止、濫獲された資源の枯渇を助長する補助金の原則禁止等を内容とする漁業補助金協定を追加するWTO協定改正議定書が採択。

世界の水産物輸出入量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global fish trade)」に基づき水産庁で作成

注：EUの輸出入量にはEU域内における貿易を含む。

(4) 国際的な資源管理

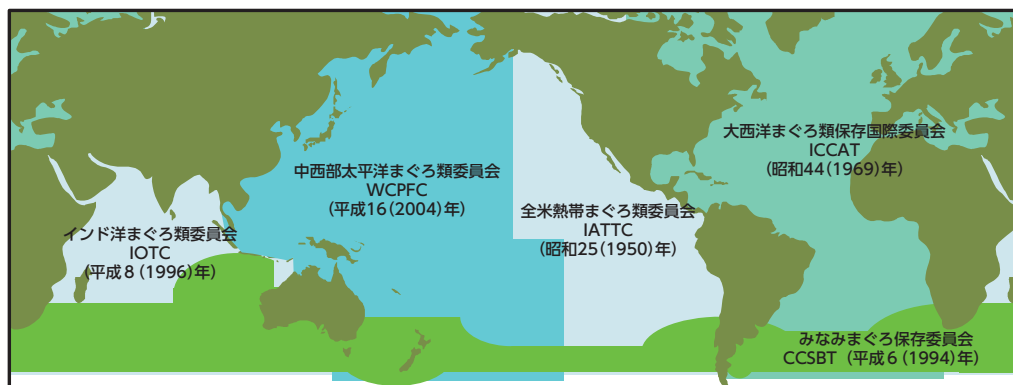
ア カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関の動向

- 世界のカツオ・マグロ類資源は、5つの地域漁業管理機関が全てカバーしており、我が国は全てに加盟。
- 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては、平成27（2015）年以降の太平洋クロマグロの資源管理の取組の結果、親魚資源量は回復傾向。
- 令和3（2021）年の年次会合において我が国提案の太平洋クロマグロの大型魚の漁獲上限の15%増加が合意され、令和4（2022）年から適用。

イ サンマ、マサバ等の地域漁業管理機関の動向

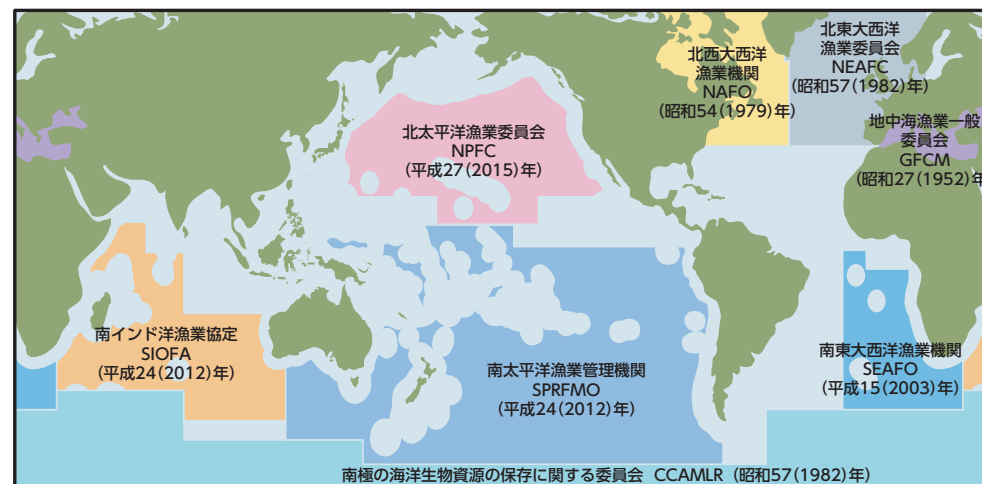
- 北太平洋の公海域では、北太平洋漁業委員会（NPFC）において、サンマ、マサバ、クサカリツボダイ等の資源を管理。
- 令和5（2023）年3月の年次会合では、令和5（2023）及び6（2024）年におけるサンマの公海でのTACを15万t(令和4（2022）年から25%削減）とすること等が合意。

カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域



注：（ ）は条約発効年

カツオ・マグロ類以外の資源を管理する地域漁業管理機関と対象水域



注：1）我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟。GFCMについては令和2（2020）年に脱退。
2）（ ）は条約発効年

ウ IUU漁業の撲滅に向けた動き

- 地域漁業管理機関においては、IUU漁業への関与が確認された漁船や運搬船等のリスト化、漁獲証明制度等、IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組を国際的に推進。
- 令和4（2022）年12月に施行された水産流通適正化法において、国際的なIUU漁業防止の観点から、特定の水産動植物の輸入に際し、外国の政府機関が発行する証明書等の添付を義務付け。

エ 二国間等の漁業関係

- 韓国との間では、現在相互入漁は停止。暫定水域の韓国漁船による漁場占拠の問題解決に向けて働き掛けを継続中。
- 中国との間では、現在相互入漁は停止。日本海大和堆周辺水域の中国漁船等による違法操業問題等の解決に向けて働き掛けを継続中。また、同水域における違法操業の防止のため、水産庁は漁業取締船を同水域に重点配備し、海上保安庁と連携して対応。
- 台湾との間では、令和5（2023）年漁期の操業ルールについては、令和元（2019）年漁期から継続されていた操業のルールを暫定的に適用するとともに、ルールの見直しに向けて早期に協議することで一致。
- 太平洋島しょ国のEEZは、入漁料の引上げ、漁獲物の現地水揚げ等により入漁環境の厳しさが増大。海外漁業協力等を行い、海外漁場での安定的な操業の確保に努めている。

（5）捕鯨業をめぐる動き



- 我が国は、令和元（2019）年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開。
- 令和2（2020）年10月に策定した「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に基づき、必要な施策を実施。
- 鯨類科学調査については、国際捕鯨委員会（IWC）等の国際機関と連携して実施し、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献。

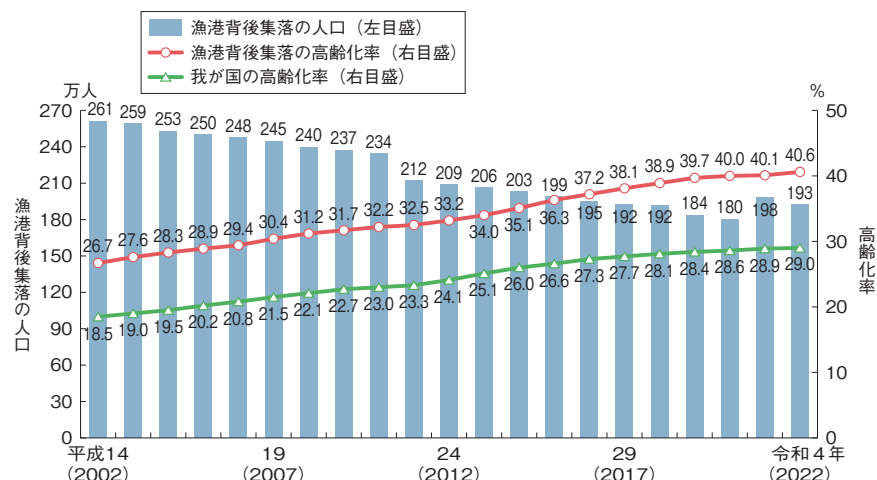
捕鯨業の対象種及び令和4（2022）年の捕獲枠と捕獲頭数				
	母船式捕鯨業		基地式捕鯨業	
	ニタリクジラ	イワシクジラ	ミンククジラ	ツチクジラ
捕獲枠	187	25	107	76
捕獲頭数	187	25	58	24
水産庁留保	0	0	26	0

第5章 安全で活力ある漁村づくり

(1) 漁村の現状と役割

- 漁業集落の多くが、漁業生産には有利である反面、自然災害に対して脆弱。高齢化、人口減少が進行し、高齢化率は40.6%。
- 水産業及び漁村は、自然環境を保全する機能、国民の生命・財産を保全する機能、交流等の場を提供する機能、地域社会を形成し維持する機能等の多面的機能を適切に発揮し、その恩恵は広く国民一般に及ぶ。
- 水産庁は、藻場や干潟の保全、内水面生態系の維持・保全・改善、海難救助や国境・水域監視等の漁業者等が行う多面的機能の適切な発揮に資する取組を支援。

漁港背後集落の人口と高齢化率の推移



資料：水産庁調べ（漁港背後集落の人口及び高齢化率）及び総務省「人口推計」（我が国の高齢化率、国勢調査実施年は国勢調査人口による）

注：1）高齢化率とは、区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。

2）平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除く。

水産業・漁村の多面的機能



(2) 安心して暮らせる安全な漁村づくり

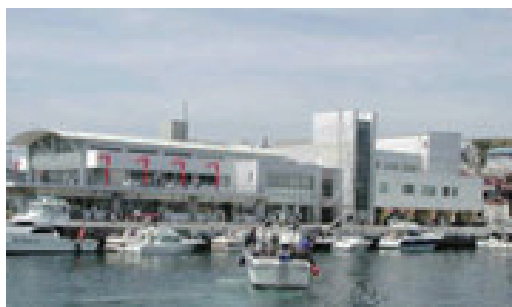
- 大規模地震・津波や激甚化・頻発化する自然災害による甚大な被害に備えて、漁港・漁村における事前の防災・減災対策等の推進を図っていく必要。政府は、防波堤と防潮堤による多重防護、粘り強い構造の防波堤、避難路の整備等を推進。
- 漁港施設等のインフラが老朽化する中、予防保全のための対策を盛り込んだ計画に基づき、インフラの老朽化対策を推進。

(3) 漁村の活性化

- 漁村の活性化のためには、それぞれが有する地域資源を十分に把握し最大限に活用することが重要。
- 漁業や漁港を核として地域経済の活性化を目指す「海業」が令和4（2022）年3月に決定した水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画において盛り込まれ、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用し、水産業と相互に補完し合う海業を育成し、根付かせることにより地域の所得と雇用の機会の確保を目指す。
- 漁港機能の再編・集約等により空いた漁港の水域や用地等が、増養殖や水産物直売所等の海業等に活用され、漁村の活性化に寄与。
- 観光客等の来訪者を増やし、交流を促進するため、伝統的な生活体験や漁村地域の人々との交流を楽しむ「渚泊」について、その取組を支援。



三崎漁港での海業の一例

神奈川県三浦市三崎漁港
(左：産直センターうらり 右：みうら・みさき「海の駅」)

コラム 世界農業遺産滋賀県琵琶湖地域の伝統的漁業と食文化

滋賀県琵琶湖地域では、漁業と水田農業を通じて、人々は古来より琵琶湖の恵みを利用しており、琵琶湖におけるエリ漁では、江戸時代以前から漁網の目合い及び設置数の制限等の資源保全が受け継がれている。エリ漁等により獲られた湖魚は、ふなずし等伝統食に利用され、祭礼の供え物とするなど琵琶湖地域の文化を形成。

漁業者や農業者は、ふなずしの原料であるニゴロブナ等の産卵繁殖場の保全のため、ヨシ帯の保全とともに、成育の場となっている水田の環境を守るため、水田への魚道の設置等の取組を行う「魚のゆりかご水田プロジェクト」や、農薬や化学肥料を通常の半分以下の使用量にする「環境こだわり農業」、明治時代より続く水源林の保全活動等、琵琶湖周辺の水質や生態系に配慮した様々な取組を行っている。

このような、「魚をはじめとする生態系」と「農業を基盤とする文化」の相互作用により、1,000年以上にわたって受け継がれてきた循環型のシステムが評価され、令和4（2022）年7月18日、「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として、新たに世界農業遺産に認定。



上空から見たエリ

魚のゆりかご水田プロジェクトで
整備された魚道を遡上するフナ

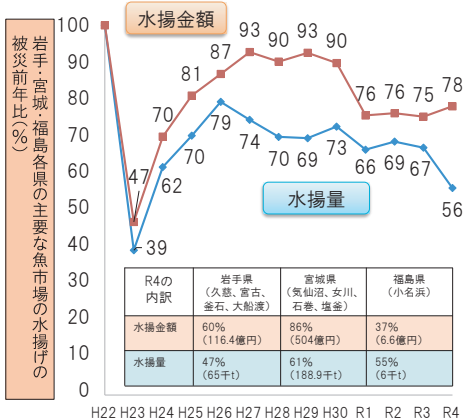
第6章 東日本大震災からの復興

(1) 水産業における復旧・復興の状況

- 平成23（2011）年3月の東日本大震災の発生以降、被災地域では漁港施設、漁船、養殖施設、漁場等の復旧が進められており、漁港施設、水産加工施設等の水産関係のインフラの復旧はおおむね完了。
- 一方、水産加工業の売上げの回復が課題であり、政府は、水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を引き続き支援。

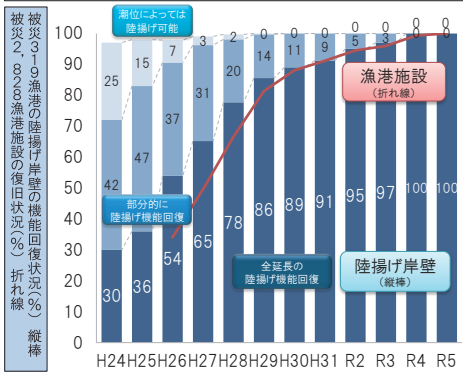
水産業の復旧・復興の進捗状況（令和5（2023）年3月取りまとめ）

1 水揚げ



※H22年は22年3月～23年2月、その他の年は2月～翌年1月。
※R4福島県の値は速報値。

2 漁港



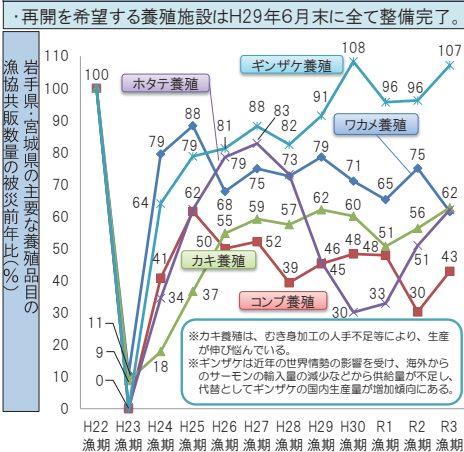
※漁港施設とは、岸壁、防波堤、泊地、道路等をいう。
※被災漁港数は7道県の合計。

3 漁船



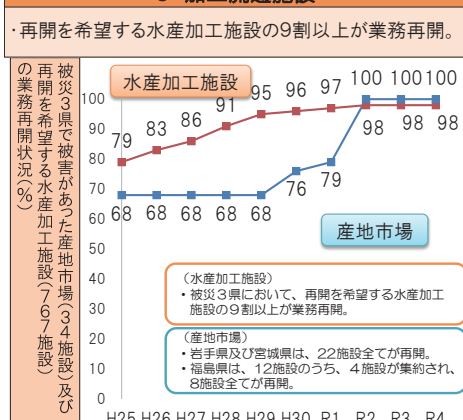
※各年の隻数はH24～R3年は3月末、R4年は12月末。
※復旧隻数は21都道府県の合計。

4 養殖



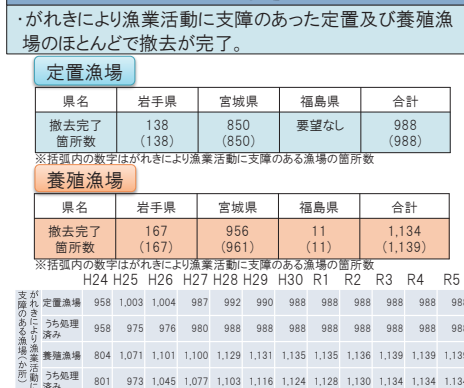
※カキ養殖は、むき身加工の人手不足等により、生産が伸び悩んでいる。
※ギンザケは近年の世界情勢の影響を受け、海外からのサーモンの輸入量の減少などから供給量が不足し、代替としてギンザケの国内生産量が増加傾向にある。

5 加工流通施設



※水産加工施設について、各年の数字は、H25～29年は12月末、H30年は9月末、R1～4年は12月末時点。
※産地市場について、各年の数字は、H25年が12月末、H26～R1年は翌年の2月末、R2年は翌年の1月末時点。R2年に福島県の産地市場が12施設から8施設に集約し、全ての施設が再開し業務再開状況が100%となったため、R3年以降は調査を行っていない。

6 がれき

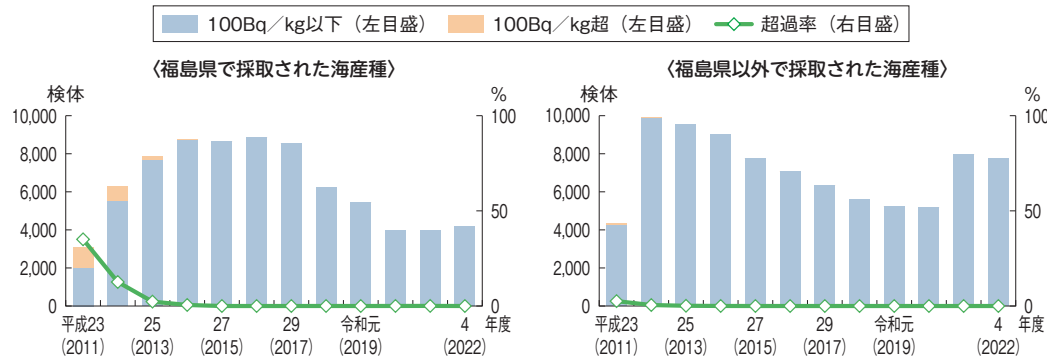


※支障のある漁場の箇所数の増減は、気象・海象によるがれきの流入・流出等のため。
※各年の数字は3月末時点（R5のみR5.1月末時点）。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

- 国、関係都道府県、漁業関係団体が連携し、水産物の安全性確保のため水産物の放射性物質モニタリングを実施。
- 放射性物質モニタリング結果は公表の上、基準値を超える水産物は、国、関係都道府県、漁業関係団体等の連携によって流通を防止。令和4（2022）年度の基準値超過検体数は、福島県においては、2検体。福島県以外においては、海産種では平成26（2014）年9月以降、淡水種では令和3（2021）年度以降の基準値超過検体はなし。
- 令和4（2022）年度より、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング分析を実施。分析の結果は検出限界値未満で過去の海水のトリチウム濃度と変わらない結果。また、国際原子力機関（IAEA）と協力の上データの信頼性・透明性向上に向け取組。
- 多核種除去設備（ALPS）等で浄化処理された水（ALPS処理水）の取扱いについて、令和3（2021）年にALPS処理水の処分に関する基本方針、ALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ及び行動計画を策定の上、生産・流通・加工・消費の各段階における徹底した対策等を確実に実施することで、被災地の水産業の本格的な復興を目指すとともに、全国の漁業者が安心して漁業を行うことができる環境が整備されるよう、政府一丸となって対応。
- 福島県産の食品に対する懸念は減少傾向にあるものの、これまでも風評被害が発生していることから、水産庁は、最新のモニタリング結果や水産物と放射性物質に関するQ&A等をWebサイトで公表するなど、正確で分かりやすい情報提供に努力。
- 海外に向けて、英語、中国語及び韓国語でのモニタリング結果を公表。各国政府に対し、輸入規制の撤廃に向けた働き掛けの結果、水産物の輸入規制を講じていた54か国・地域のうち、43か国・地域が令和5（2023）年3月末までに規制を撤廃。今後も、規制の早期撤廃に向けた働き掛けを継続。

水産物の放射性物質モニタリング結果（放射性セシウム）



原発事故に伴う諸外国・地域による輸入規制の緩和・撤廃の動向

（水産物）

平成23（2011）年5月時点		国・地域数
規制措置の内容		
輸入停止あり	全ての都道府県を対象	11か国・地域 (アラブ首長国連邦、イラク、エジプト、ギニア、クウェート、コンゴ民主共和国、仏領ニューカレドニア、仏領ポリネシア、モリシャス、モロッコ、レバノン)
	一部の都道府県を対象	7か国・地域 (マカオ、中国、ロシア、ブルネイ、台湾、サウジアラビア、シンガポール)
	日本での出荷制限品目を対象	2か国 (米国、韓国)
輸入停止はないものの、放射性物質検査証明書を要求	全ての都道府県を対象	8か国 (アルゼンチン、インドネシア、オーストラリア、カタール、チリ、パレーン、ブラジル、ボリビア)
	一部の都道府県を対象	13か国・地域 (香港、メキシコ、EU、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、セルビア、タイ、カナダ、マレーシア、コロンビア、ペルー)
自国での検査強化 (上記の国・地域を除く)		12か国 (イスラエル、イラン、インド、ウクライナ、トルコ、ネパール、パキスタン、フィリピン、ミャンマー、ニュージーランド、ベトナム、豪州)
合計		53か国・地域

※レバノン及びブラジルは平成23（2011）年4月、米国、韓国、メキシコ及びチリは同年6月、ボリビア及びコロンビアは同年8月時点。
※平成23（2011）年5月時点でEUと英国は一つの地域として計上していたため、本文に記載の国・地域数とは一致しない。

令和5（2023）年3月時点		国・地域数
規制措置の内容		
輸入停止あり	全ての都道府県を対象	0か国・地域
	一部の都道府県を対象	3か国・地域 (マカオ、中国、韓国)
	日本での出荷制限品目を対象	1地域 (台湾)
輸入停止はないものの、放射性物質検査証明書を要求	全ての都道府県を対象	0か国
	一部の都道府県を対象	7か国・地域 (仏領ポリネシア、香港、EU、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン))
自国での検査強化 (上記の国・地域を除く)		0か国
合計		11か国・地域

※EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしていたが、EUが規制緩和を公表し、令和3（2021）年9月20日よりEUと英国が異なる規制措置を採用することとなったため、英国を分けて計上する。

(参考) 水産施策の主なKPI

分野	KPI	進捗状況 (令和4(2022)年末時点)	KPIが記載された計画等
漁業	令和12(2030)年までに、漁獲量を平成22(2010)年と同程度(444万t)まで回復させることを目指す(参考:平成30(2018)年漁獲量331万t)。	令和3(2021)年の漁獲量(海藻類及び海産ほ乳類を除く)は、319万tであり、目標の72%。	みどりの食料システム戦略(令和3(2021)年5月策定)及び新たな資源管理の推進に向けたロードマップ(令和2(2020)年9月決定)
養殖業	令和32(2050)年までに、ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を目指す。	令和3(2021)年の人工種苗比率(ニホンウナギ、クロマグロ、カンパチ、ブリ)は2.9%。 令和3(2021)年の配合飼料比率は45%。	みどりの食料システム戦略
養殖業	戦略的養殖品目について、令和12(2030)年に以下の生産量を目指す。 ・ブリ類 24万t ・マダイ 11万t ・クロマグロ 2万t ・サケ・マス類 3～4万t ・新魚種(ハタ類等) 1～2万t ・ホタテガイ 21万t (・真珠 令和9(2027)年目標200億円)	令和3(2021)年の生産量は、以下のとおり(％は目標との比較)。 ・ブリ類 13万t(54%) ・マダイ 7万t(64%) ・クロマグロ 2万t(100%) ・サケ・マス類(ギンザケのみ) 2万t(50%) ・ホタテガイ 16万t(76%) (・真珠 129億円(64%))	養殖業成長産業化総合戦略(令和2(2020)年7月策定、令和3(2021)年7月改訂)
輸出	水産物の輸出額を令和7(2025)年までに0.6兆円、令和12(2030)年までに1.2兆円とすることを目指す。 (うち令和12(2030)年の輸出重点品目 ・ブリ類 1,600億円 ・マダイ 600億円 ・ホタテガイ 1,150億円 ・真珠 472億円)	令和4(2022)年の水産物輸出額は、3,873億円であり、令和12(2030)年の目標の32%。	食料・農業・農村基本計画(令和2(2020)年3月閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ(令和2(2020)年7月閣議決定)における農林水産物・食品の輸出額目標の内数並びに養殖業成長産業化戦略
水産物全体	令和14(2032)年度の水産物の自給率は、以下を目標とする。 ・食用魚介類 94% ・魚介類全体 76% ・海藻類 72%	令和3(2021)年度の水産物の自給率(概算値)は、以下のとおり。 ・食用魚介類 59% ・魚介類全体 57% ・海藻類 69%	水産基本計画(令和4(2022)年3月閣議決定)
水産物全体	令和22(2040)年までに漁船の水素化等に関する技術の確立を目指す。	技術の確立に向けて、水素燃料電池を使用する漁船の実証を計画。	みどりの食料システム戦略

令和5年度 水産施策

「令和5年度 水産施策」の構成

概説

施策の重点、財政措置、法制上の措置、税制上の措置、金融上の措置、政策評価

Ⅰ 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

- ・ 資源調査・評価の充実
- ・ 新たな資源管理の着実な推進
- ・ 漁業取締・密漁監視体制の強化等
- ・ 海洋環境の変化への適応

Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

- ・ 漁船漁業の構造改革等
- ・ 養殖業の成長産業化
- ・ 経営安定対策
- ・ 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備
- ・ 内水面漁業・養殖業
- ・ 人材育成
- ・ 安全対策

Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

- ・ 浜の再生・活性化
- ・ 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化
- ・ 加工・流通・消費に関する施策の展開
- ・ 水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮
- ・ 漁場環境の保全・生態系の維持
- ・ 防災・減災、国土強靱化^{きょうじん}への対応

Ⅳ 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

- ・ みどりの食料システム戦略と水産政策
- ・ スマート水産技術の活用
- ・ カーボンニュートラルへの対応

Ⅴ 東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服

- ・ 地震・津波被災地域における着実な復旧・復興
- ・ 原子力災害被災地域における原発事故の影響の克服

Ⅵ 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ・ 関係府省等の連携による施策の効率的な推進
- ・ 施策の進捗管理と評価
- ・ 消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開
- ・ 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進
- ・ 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進
- ・ 財政措置の効率的かつ重点的な運用

